

令和6年度予算(案)の概要【参考資料】

I	地域共生社会の実現に向けた地域づくり	1
II	生活保護制度の適正実施	26
III	福祉・介護人材確保対策等の推進	32
IV	災害時における福祉支援	37
(参考)	令和5年度補正予算	41

社会・援護局

I 地域共生社会の実現に向けた 地域づくり

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

令和6年度当初予算案

【包括的相談支援事業】	374億円	(213億円)	※()内は前年度当初予算額
【地域づくり事業】	116億円	(82億円)	※()内は前年度当初予算額
【多機関協働事業等】	53億円	(27億円)	※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、市町村が、創意工夫をもって、属性を問わない包括的な支援体制を構築することが必要。
- 社会福祉法に基づき、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施し、相談・地域づくり関連事業等に係る交付金を一括化。**実施市町村の増加を見込みつつ（R6は346市町村で実施する予定）**、各市町村で包括的な支援体制の構築を進める。

2 事業の概要（以下の全ての取組を実施）

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。（多機関協働事業）
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。（参加支援事業）

3 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

- ・多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(予定)
42	134	189	346

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

令和6年度当初予算案 10億円（28億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 市町村が円滑に重層的支援体制整備事業を実施できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内関係部局、庁外の民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業の実施に向けた計画の作成、多機関協働等の取組を行う。

（主な取組内容）

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内連携体制の構築及び重層的支援体制整備事業への移行計画の作成
- 多機関協働による包括的支援体制構築の取組
- アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
- 参加支援の取組
- その他重層的支援体制整備事業への移行に必要な取組

3 実施主体等

実施主体：市町村

補助率：3/4

令和4年度事業実績：令和4年度に事業を実施した225自治体のうち、令和5年度には41自治体が本格実施に移行。

その他：令和5年度以降に事業を新規開始した自治体に対しては、新たな基準額を適用。

重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

令和6年度当初予算案 1.5億円（1.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

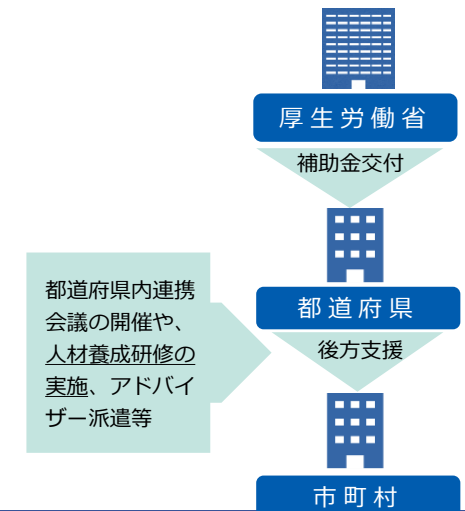
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を進めているところであるが、市町村からは、他の市町村の取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等のニーズがある。こうした市町村の多様なニーズに丁寧に対応していくため、各都道府県が必要な後方支援を行う。
- ※ 重層事業の実施自治体数が増えていく中で、国による研修のみならず、都道府県による市町村への継続的・伴走的な支援がますます重要になる。こうした中、令和5年度においては、社会福祉推進事業にて、都道府県において市町村に対する効果的な研修を実施でき、また、市町村内で実施する研修にも活用できるよう、標準的な研修内容のあり方について調査研究が行われているところ。
令和6年度は、都道府県においてこうした調査結果も活用しつつ、市町村職員に対する十分な人材養成がなされるために必要な支援を行うこととする。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村の包括的な支援体制を整備するため、各都道府県が後方支援の取組を行う。

（後方支援の取組例）

- ・ 市町村の庁内連携促進のための支援や都道府県内連携会議の開催
- ・ 市町村間の情報共有の場づくり・ネットワーク構築
- ・ 重層的支援体制整備事業への移行促進に向けた取組を支援するための人材養成研修の実施
- ・ 地域共生社会の実現に向けた気運醸成のためのセミナー等の開催
- ・ 都道府県内における法律等の専門家派遣 等



3 実施主体等

実施主体：都道府県

補助率：3/4

令和4年度事業実績：令和3年度（39都道府県）を上回る43都道府県が実施。

重層的支援体制構築推進人材養成事業

令和6年度当初予算案 30百万円（27百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、新たな事業に従事する人材の質を高めていくことが重要であるため、本事業の従事者や担当の市町村職員、市町村への支援を行う都道府県職員を対象にした人材養成研修等を実施する。
- 一方、包括的支援体制の整備は全ての市町村の努力義務になっていることから、本事業を実施していない市町村においても、庁内外の連携体制構築に向けたプロセスを踏む必要がある。このため、R6年度は、本事業を実施していない市町村や、移行準備中の市町村を対象とした、ブロック別の研修を導入する。

2 事業の概要・スキーム

（全国研修：重層事業実施市町村を主な対象とすることを想定）

- 多機関協働、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援の各事業の従事者を対象に、事業に必要な専門性を習得するための研修を実施する。

また、市町村の職員及び当該市町村が所在する都道府県の職員を対象に、重層事業を効果的に実施するために必要な、ファシリテーション能力やネットワーク構築に向けたノウハウなどを習得するための研修を実施する。

（ブロック別研修：重層事業未実施市町村を主な対象とすることを想定）

- 市町村の職員等を対象に、包括的支援体制を構築することの意義や、重層事業の理念に対する理解を進めるとともに、わがまちでの体制構築を進めるためにどのようなプロセスを経ることが必要なのか、先行実例から積み上がったノウハウや知見を習得するための研修を実施する。

（その他）

- 市町村を後方支援する都道府県のサポートのため、包括的な支援体制の整備を進めていく上で必要なノウハウの提供、民間企業との連携に向けたサポート、他の都道府県の取組やそのノウハウの共有、広域的に活用できる社会資源の整理、都道府県情報交換会の開催などを実施する。

3 実施主体等

実施主体：国（委託費）

令和4年度事業実績

全国の重層的支援体制整備事業実施自治体に対し、成熟度別（基礎編/応用編）に研修を実施。本事業等への理解を深めるとともに、十分な専門性を有する人材の養成や、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた機運醸成を図った。

令和6年度当初予算案 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- コロナ禍で顕在化した新たな相談者層や孤独・孤立問題の深刻化、支援ニーズの多様化等の現状を踏まえ、自立相談支援事業等の補助体系の見直しを図り、自治体に対して支援の実施状況に応じた適切な支援を行うとともに、生活困窮者への支援の質の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

【自立相談支援事業に係る見直し案】

- ① 基本基準額の見直し
 - ・ 基本基準額について、人口規模に対する標準的な支援件数と当該件数に対して必要な支援員数を踏まえた金額に見直す。
- ② 支援実績加算の実施
 - ・ 標準的な支援件数以上の支援実績がある場合について、基本基準額に当該実績に応じた加算を行う。
- ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
 - ア 良質な人材の確保
 - ：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を一定割合確保している場合
 - イ 取組内容の評価
 - ：アウトリーチ支援体制の整備、支援会議を活用した地域づくりの取組等を実施している場合

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) 負担率：3/4

令和6年度当初予算案 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、生活困窮者の生活の立て直しや自立を支援していく上での重要な取組であり、更なる推進を図っていく必要がある。このため、両事業の補助体系の見直しを図り、自治体における支援の実施状況に応じた適切な補助を行うとともに、支援の質の向上を図る。
- また、就労準備支援事業では、交通費負担が就労体験の利用に繋がらない原因の一つになっていることから、就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就労準備支援事業・家計改善支援事業の補助体系の見直し

- ① 基本基準額の見直し
 - ・ 基本基準額について、標準的な支援件数と当該件数に対して必要な支援員数を踏まえた金額に見直す。
- ② 支援実績に応じた加減算の実施
 - ・ 標準的な支援件数と支援実績との間に一定の乖離がある場合、基本基準額に当該実績に応じた加減算を行う。
- ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
 - ア 良質な人材の確保
 - ：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を一定割合確保している場合
 - イ 取組内容の評価
 - ：アウトリーチ支援体制の整備、就農訓練事業(就労準備)、司法専門職との連携(家計改善)等を実施している場合

(2) 就労準備支援事業における就労体験先への交通費支給

就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進。

※実施主体が、就労体験等の利用が効果的と判断し、支援プランに位置づけることを前提として、交通費の負担を軽減する仕組みを創設

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)

補助率：就労準備支援事業：2/3

家計改善支援事業：1/2(自立相談支援事業・就労準備支援事業と一体実施している場合には2/3)

令和6年度当初予算案 531億円の内数（545億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者には様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要となることがあるが、一時生活支援事業の要件である収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていない場合がある。こうした生活困窮者に対して、必要な支援に繋ぐまでの間、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を可能とするため、一時生活支援事業において加算を創設する。

2 緊急一時支援の加算創設の内容

【現行の事業対象者】

- ・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者



【見直し後の事業対象者】

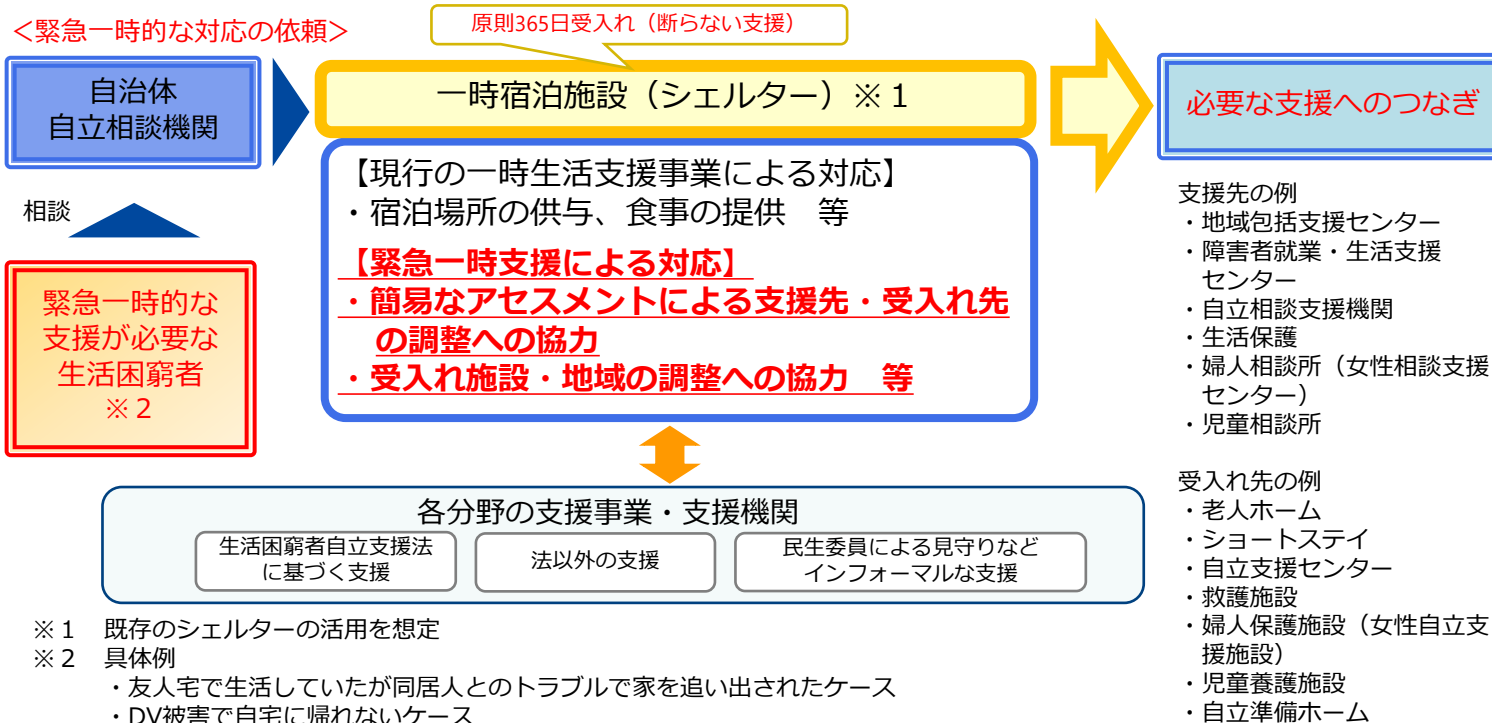
- ・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者

- ・緊急一時的な支援が必要な生活困窮者

※原則365日受入れ対応

3 緊急一時支援のスキーム

- 緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対して、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を行うとともに、支援先・受入れ先の調整等を行う。



3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体） 補助率：2 / 3

令和6年度当初予算案 33百万円（－億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者自立支援制度における人材養成研修は、現在、初任者向けの研修のみ実施されている。中間まとめ（※）においては「支援を担う人材の質を向上させるため、現任者向けのステップアップ研修」の創設について求められている。
 - このため、経験年数ごとに体系化されたキャリアラダー及び現任者向けのステップアップ研修のキャリアラダー作成をすることにより、支援員の資質向上を図る。
- ※ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」（令和4年12月20日）

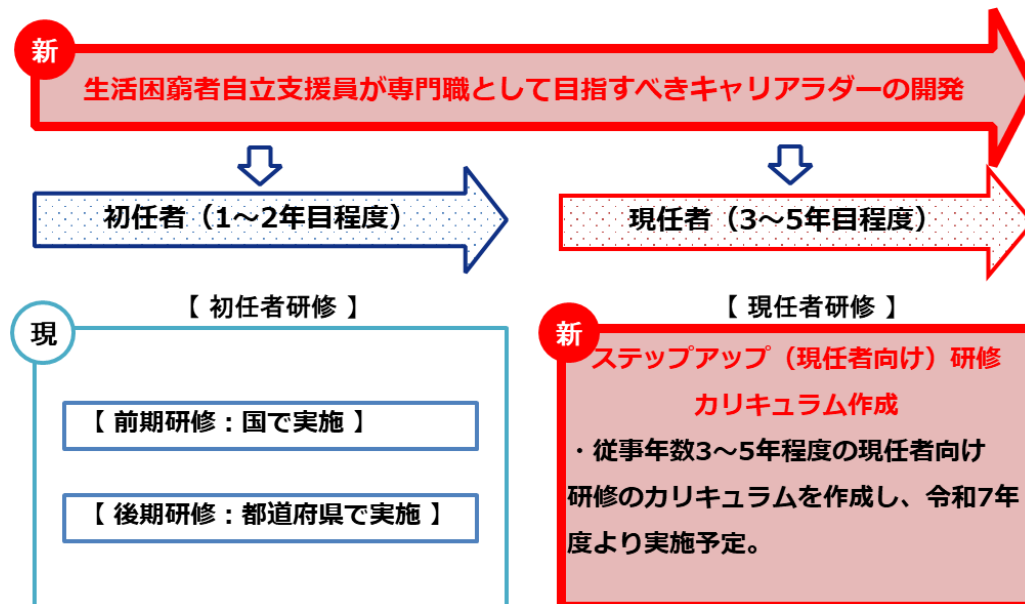
2 事業の概要・スキーム

【概要】

- ① 専門人材の育成のため、経験年数に応じたスキルを設定を行い、体系的なキャリアラダーを開発
- ② 上記キャリアラダーに応じ、ステップアップ（現任者向け）研修のキャリアラダーを作成

<実施例>

- ・SV研修・アウトリーチ型支援研修
- ・コーチング等部下育成のための研修



3 実施主体等

実施主体：国（委託費）

令和6年度当初予算案 **83**百万円 (67百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

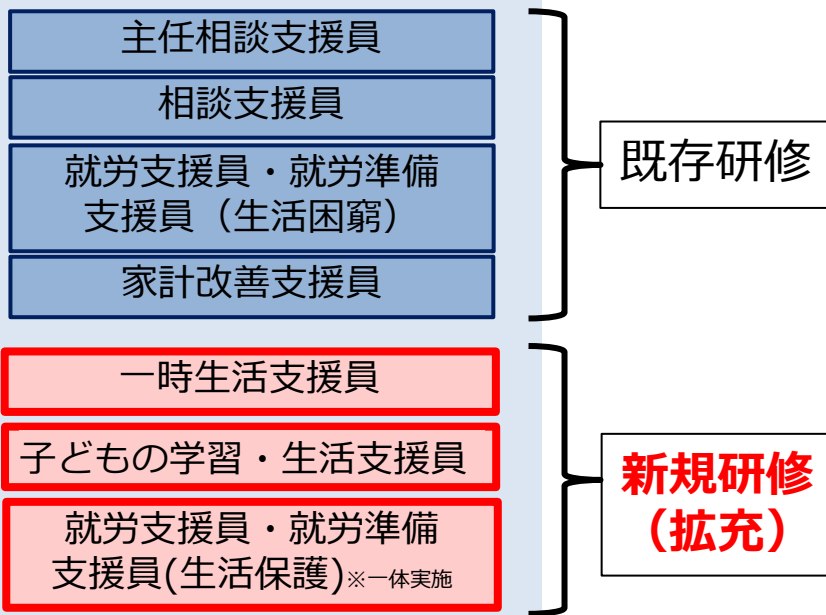
1 事業の目的

- 社会保障審議会の「中間まとめ」(※)において、一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業の従事者を対象とする研修を新たに設けることが求められている。
- また、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度については、制度間の連携を進めていくことが必要とされている。
- このため、被保護者に係る就労支援員・就労準備支援員研修についても一体的に実施することにより、生活困窮者自立支援制度における支援の質の向上及び生活保護制度との切れ目のない支援を推進する。

※ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」(令和4年12月20日)

2 事業の概要・スキーム

国で実施する人材養成研修



新規研修のカリキュラム案

一時生活支援事業従事者養成研修カリキュラム案	子どもの学習・生活支援事業従事者養成研修カリキュラム案
制度・事業概要	制度・事業概要
居住支援の必要性	子どもの貧困の実情と背景
「一時生活支援事業」の理念と現状について	子どもや保護者に対する理解
「シェルター事業」における支援の特徴	事業の運営について
アフターフォローと地域連携について	支援現場であがる課題

※生活困窮者自立支援制度カリキュラム検討会(R5社会福祉推進事業)において検討中の案

3 実施主体等

実施主体：国(委託費)

令和6年度当初予算案 57百万円 (57百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業等の任意事業については、事業立ち上げを希望する自治体に対して、国から専門スタッフを派遣するコンサルティング事業を実施し、実施自治体数の増加を図っている。社会保障審議会の間中まとめ(※1)では、全国どこでも必要な支援を受けられるようにしていくことと述べられていることから、任意事業の立ち上げに向けた支援の充実を図る。
 - これを踏まえ、コンサルティング事業において、新たに、任意事業の実施予定がない自治体から「重点支援自治体」を選定し伴走型の重点的な支援を行うことで、事業立ち上げに向けた環境整備を図る(※2)。
- (※1) 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」(令和4年12月20日)
- (※2) 事業の単独実施が困難な小規模自治体等については、広域実施に係る専門スタッフを派遣し、都道府県や他市町村との広域実施に向けた支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

<対象自治体>
(従来)

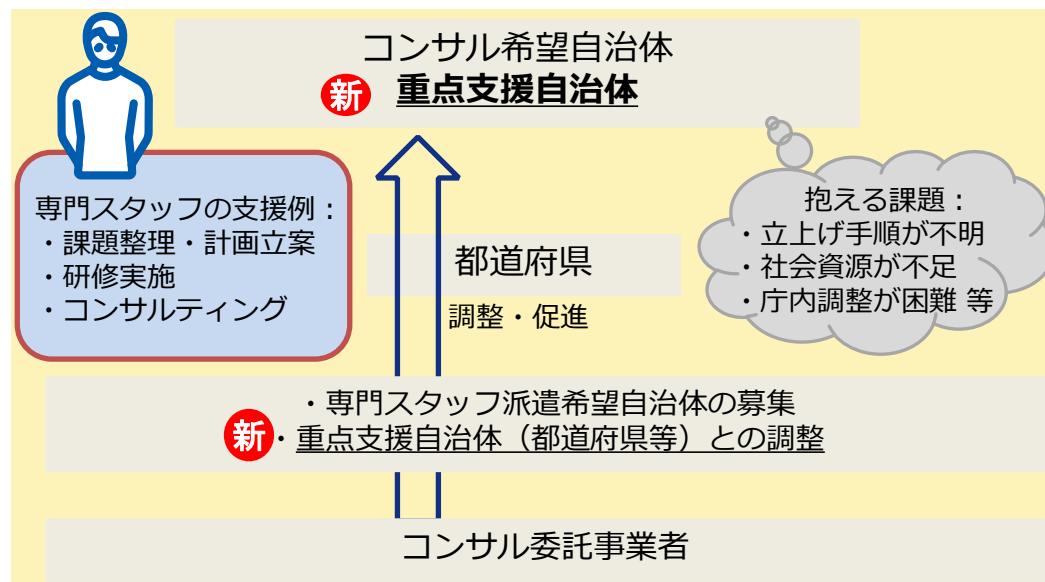
- ① 専門スタッフの派遣を希望する自治体

(令和6年度以降)

- ① 専門スタッフの派遣を希望する自治体
- ② **重点支援自治体(国で選定)【新規】**
※ 国が一定の基準に基づき選定(都道府県を通じて調整)

<事業内容>

- 1) 課題の把握・整理、コンサルティングプランの作成
 - 2) コンサルティング、研修等の実施
 - 3) 事業立ち上げに向けた計画作成の支援(都道府県・市町村)
- ※ **重点支援自治体には、従来よりも派遣回数を増やすなど、より充実した支援を実施。**
- ※ **広域実施に向けた支援が必要と認められた自治体に対して、広域実施に係る専門スタッフを派遣【新規】**



3 実施主体等

実施主体：国(委託費)

令和6年度当初予算案 16億円（16億円） ※（）内は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

1 事業の目的

- ひきこもり当事者やその御家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 令和6年度においては、ひきこもり状態にある方が増加している状況への対応に加え、令和6年4月に施行される「孤独・孤立対策推進法」や就職氷河期世代支援の新行動計画等に基づくひきこもり支援の更なる推進のため、市町村における「ひきこもり地域支援センター」「ひきこもり支援ステーション」「ひきこもりサポート」事業の整備を加速化する。
- 併せて、支援対象者が抱える複雑・複合化した課題や長期化する支援に対応している、ひきこもり支援従事者を支援するための加算を創設し、効果的・継続的なひきこもり支援体制の構築を図る。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

① 市町村における相談支援体制整備の促進

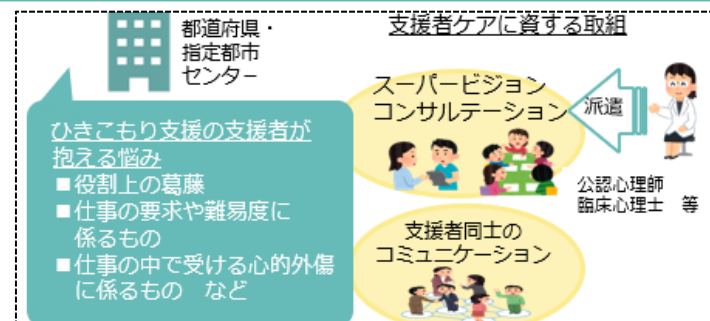
ひきこもり地域支援センター等の設置・運営に必要な予算を確保（※1）するとともに、市町村の支援環境の整備を促進させるため、センター等の設置に向けた相談の場、居場所づくり、実態やニーズ把握等の取組に必要な備品購入費や修繕費、準備スタッフの雇い上げ費用等の準備費用に対し補助（※2）する。

- | | | | |
|----|---|------------------|---------|
| ※1 | ・ 実施主体：都道府県・市町村 | ＜令和4年度実績＞ 257自治体 | 補助率：1／2 |
| ※2 | ・ 実施主体：市町村（指定都市を除く。次年度新たにセンター等の事業を開始する市町村に限る） | | 補助率：3／4 |

② 支援者ケア加算の創設

支援者が抱える悩みの解消・抑制のため、オンラインのコミュニケーションツールを活用し、ひきこもり支援従事者同士が繋がることにより悩み等を共有するほか、公認心理師・臨床心理士等の派遣を受けてスーパーバイズ等を実施する場合、国庫補助基準額に一定の加算（2,000千円）を行う。【拡充】

- ・ 実施主体：都道府県・指定都市 補助率：①と同様



令和6年度当初予算案 **531**億円の内数 (545億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 民生委員の定数に対する委嘱数の割合 (※) の全国平均は、中長期的な低下が続いており、多くの自治体において担い手の確保が喫緊の課題である。
※充足率 直近改選時 2022年:93.7% (前回改選時 2019年:95.2%)
- このため、民生委員が活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた地方自治体の創意工夫による取組に対して支援する。

2 地域づくり事業の概要

- (1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握
- (2) 住民主体の活動支援・情報発信等
- (3) 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- (4) 行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開
- (5) 地方自治体が創意工夫を凝らして実施する
民生委員の「業務負担の軽減」・
「理解度の向上」・「多様な世代の参画」
に資する事業の実施【新規】**

(5) の取組イメージ

- 民生委員の指示・指導のもと地域の見守り活動等の活動の補佐を行う「民生委員協力員」を設置し民生委員活動をサポートする体制づくり
- 小学生を対象とした「こども民生委員」を委嘱し、地域の見守り活動へ体験参加を行い、その保護者にも民生委員活動の重要性の理解を促す
- 仕事をしながら民生委員活動がしやすい環境を整備するため、タブレット端末などICTを活用して、情報共有や定例会議のオンライン化を図る
- 大学生や高校生が民生委員応援団を結成し、SNS (インスタグラム等) を活用した周知・広報活動を実施することにより、若い世代の理解を促進するとともに、民生委員活動への参加・協力を促す 等

3 (5) の実施主体等

- ◆実施主体：都道府県、市区町村
- ◆負担割合：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4
- ◆補助単価：年額、1自治体あたり右記のとおり

	現行		(5) を実施する場合
・都道府県：	1,000万円	→	1,060万円
・市区町村：以下の人口区分ごとに定める額			
人口5万人未満	450万円	→	480万円
人口5万人以上10万人未満	600万円	→	640万円
人口10万人以上50万人未満	900万円	→	950万円
人口50万人以上	1,500万円	→	1,590万円

令和6年度当初予算案 37億円の内数（35億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

※ 令和5年度補正予算において別途予算措置：20.7億円の内数

(37億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	31億円
調査研究等業務交付金	6億円

1 事業の目的

- 令和4年(2022年)の小中高生の自殺者数は、過去最多の514人となっており、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要。
- こどもの自殺対策緊急強化プラン(令和5年6月2日決定)や、自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。
- こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、こどもや若者の自殺危機対応チームの設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、引き続き、取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

こども・若者の自殺危機対応チーム(事務局:地域自殺対策推進センター等)

○支援対象者: 次の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者

- ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自殺で亡くしている 等

○構成: 精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする

○内容: 地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。

- ①チーム会議の開催: 支援方針・助言等の検討
- ②支援の実施: 支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
- ③支援の終了: 地域の関係機関への引継

○都道府県・指定都市への取組支援:

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、長野県等の取組に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

実施主体: 都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」

補助率: 10/10

令和6年度当初予算案 37億円の内数（35億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

(37億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	31億円
調査研究等業務交付金	6億円

1 事業の目的

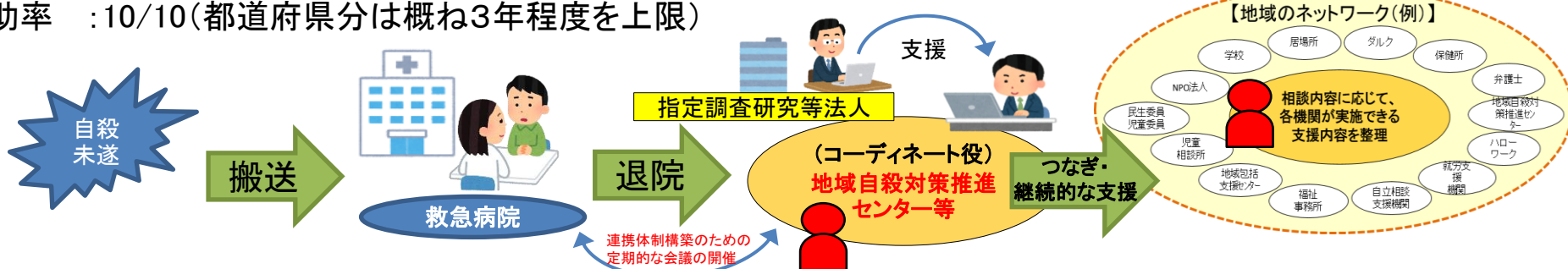
- 我が国の自殺者数は、21,881人（令和4年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）でも、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことの重要性が盛り込まれている。
- 未遂者が退院後、地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う、都道府県等における推進体制を整備することを目的とする。

2 事業の概要

- 令和5年度に引き続き、自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、コーディネーターを配置し、「自傷・自殺未遂レジストリ」に参加している救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行うモデル事業の実施。
また、都道府県の設置する地域自殺対策推進センターと救急病院等の関係機関の連携体制構築のための定期的な会議を実施。（地域自殺対策強化交付金）
- 事業実施に当たっては、「いのち支える自殺対策推進センター」からの情報提供、研修等の支援を受けて行うものとする。このため、同センターの体制の強化を図る（調査研究等業務交付金）

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体：都道府県（自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を所管する都道府県に限る。）
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
補助率：10/10（都道府県分は概ね3年程度を上限）



※ 令和6年度においては、実施自治体数を5自治体から7自治体程度に拡充。

令和6年度当初予算案 1.2億円の内数（1.1億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）において、「地域自殺対策推進センターが地域自殺対策の牽引役として自殺対策を進められるよう、地域自殺対策推進センター長の設置及び全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援することや、「地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりを支援する」ことについて盛り込まれている。
- このため、都道府県・指定都市自殺対策推進センターにおけるセンター長の配置、及び各都道府県における地域自殺対策推進センターを事務局とした地域自殺対策プラットフォームの構築を支援するため、地域自殺対策推進センター運営事業の拡充を図る。

2 事業の概要・スキーム

1. センター長の配置（都道府県・指定都市）

新たな大綱において、都道府県・指定都市自殺対策の実務責任者として「地域自殺対策推進センター長」を任命し、責任の所在を明確にすることとされたところであり、新たに専任の職員の配置や会議開催に要する経費を拡充する。

2. プラットフォームの構築（都道府県）

都道府県が市町村等に対して支援を行う際などに、各都道府県における自殺対策の関係機関が、それぞれの組織単独で対応したのでは陥りかねない資源不足を補うため、当該関係機関等が情報の共有や実務的な連携を行うための枠組みとして「地域自殺対策プラットフォーム」を構築することが新たな大綱において明記したところ。

これら連携を円滑に行うために、地域自殺対策推進センターに自殺対策連携推進員等を配置するほか、連絡調整に係る会議開催に要する経費を拡充する。

3 実施主体等

- 地域自殺対策推進センター長の配置・・・実施主体：都道府県・指定都市、補助率：1/2
- 都道府県自殺対策プラットフォームの構築・・・実施主体：都道府県、補助率：1/2

令和6年度当初予算案 6.0億円（4.9億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- 令和4年の小中高生の自殺者数が令和2年を越えて過去最多の514人となったことを踏まえ、こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月2日決定）や、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）を踏まえた取組等を推進するため、指定調査研究等法人の取組、体制を強化する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

○こどもの自殺対策の強化

（1）こどもの自殺に関する情報収集・調査分析の体制強化

こどもの自殺対策の推進に必要なデータ等を収集・分析する体制を強化するため、情報収集・調査分析を担当する職員を増員する。

（2）こども・若者の自殺危機対応チーム事業に取り組む自治体への支援の強化等

こども・若者の自殺危機対応チームを設置し、運営する自治体への支援を強化するため、担当職員を増員するとともに、事例の収集・整理、ガイドラインの策定に向けた検討等に要する経費を拡充する。

（3）自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組む自治体への支援の強化等

自傷・自殺未遂レジストリに登録された自殺未遂に関する情報の調査分析を実施し、より有効な自殺未遂者支援に活用するため、担当職員を増員するとともに、自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組む自治体数の拡充を踏まえ、それらの自治体に対する研修の実施に要する経費を拡充する。

○指定調査研究等法人における体制の拡充

（4）著名人の自殺報道等への対応の強化

著名人の自殺報道等について、手段や場所等の詳細を報じることは、その内容や報じ方によってはこどもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねないため、担当職員を増員や自殺報道に関する勉強会の開催等により、WHO発行の『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道が実施されるよう、対応を強化する。

（5）自殺対策に取り組む自治体、民間団体への支援等の強化

自治体職員向けeラーニングの運用及び研修内容の充実、都道府県自殺対策プラットフォームの構築に取り組む自治体職員や自殺対策に取り組む民間団体関係者に対する研修の企画、実施等に要する経費を確保する。

（6）海外への情報発信、海外の取組の情報収集等を通じた国際連携の推進

日本の自殺対策の取組についての国際的な発信、海外の自殺対策の情報収集等を行い、国際連携の推進を図るため、外国旅費等の経費を拡充する。

3 実施主体等

実施主体：厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」 補助率：10/10

令和6年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **26**億円の内数（23億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

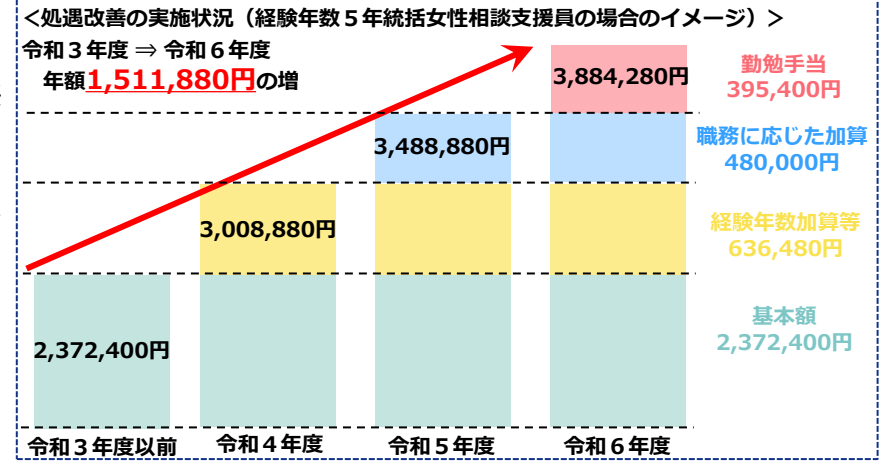
- 困難な問題を抱える女性への支援の担い手となる女性相談支援員の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 女性相談支援員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供する。
- さらに、女性相談支援員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

【拡充内容】

- 女性支援新法の施行を踏まえた**実施主体の拡大（町村の追加）**。
- 地方自治法の一部を改正する法律を踏まえた、**勤勉手当の新設**。



3 実施主体等

<実施主体>

都道府県・市**町村**（特別区含む）

<補助率>

国 1 / 2（都道府県・市**町村** 1 / 2）

<相談員配置実績等>

相談員数：1,579人（R4.4.1時点）
相談対応件数：延べ437,113件（R3年度）

<補助単価案>

1. 女性相談支援員手当等

(1) 女性相談支援員手当

- ア 基本額 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
- イ 経験年数加算（R4～）
 - i 経験年数3～9年の者 研修修了者：月額 4,500円 ×（経験年数-2年）
研修未修了者：月額 3,500円 ×（経験年数-2年）
 - ii 経験年数10年以上の者 研修修了者：月額 45,000円
研修未修了者：月額 35,000円
- ウ 期末手当（R4～） 研修修了者：年額 474,480円
研修未修了者：年額 369,360円

工 勤勉手当（R6～） 研修修了者：年額 395,400円

研修未修了者：年額 307,800円

(2) 統括女性相談支援員加算 月額 40,000円（R5～）

(3) 主任女性相談支援員加算 月額 5,000円（R5～）

2. 女性相談支援員活動費

- ア 都道府県 女性相談支援員の数 × 60,000円
- イ 市町村 女性相談支援員の数 × 51,000円
- ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円
- エ 代替職員 1自治体あたり年額 246,080円

令和6年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（23億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性のうち女性自立支援施設（現：婦人保護施設）への入所による支援が望ましいと考えられる女性であっても、若年女性、同伴児のいる女性、障害を持つ女性等の概ね3割が入所につながっていない。
- また、入所につながらなかったケースについては、その後の行き先や支援の状況が把握できない場合も多く、支援が途切れている可能性もある。
- そのため、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けられる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

2 事業の概要・スキーム

1. 日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援

日中活動等を通じて、日中の居場所を提供するとともに、就業意欲を高め、一般的な生活力を身につけるための支援を行う。

2. 心理療法

定期的な心理療法等を実施し、性暴力等の被害からの心身の健康の回復を図る。

3. ピアサポート

施設入所者を含め、同じ立場や境遇、経験等を有する女性同士の情報交換や交流の場の提供など、当事者性を活かしたサポート活動を行う。

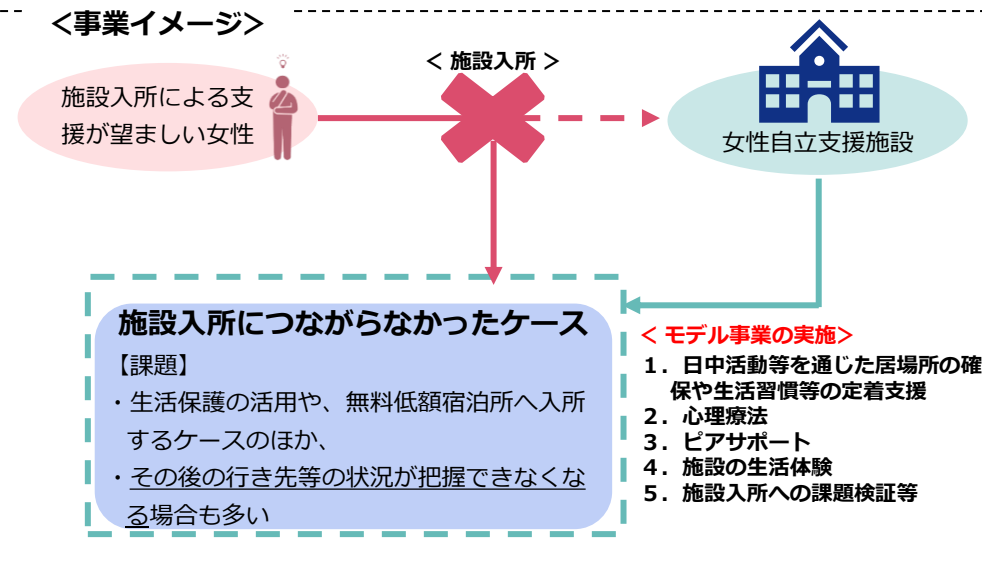
4. 施設の生活体験

施設入所が望ましい者等について、事前に施設における生活を体験することで、本人の意思決定等を支援する。

5. 施設入所への課題検証等

入所に至らなかったケースについて、その要因を検証し、必要な見直しを図るとともに、必要に応じた入所の促進を図る。

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】都道府県

【補助率】3/4

【補助単価案】1施設あたり 5,571千円、4の利用者一人当たり日額2,405円

令和6年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（23億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援員を配置している市区単位等で、女性相談支援センター等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）を構築・運営し、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供する。

【拡充内容】

- 女性支援新法の施行を踏まえ、事業の実施主体（現行：市区）について、新たに**都道府県及び町村を対象として加える。**

2 事業の概要・スキーム

(1) 地域協議会

ア 代表者会議

ネットワークの構成機関の代表者が参集し、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催し、①支援対象女性への支援方針全体の検討、②実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価等について協議を行う。

イ 実務者会議

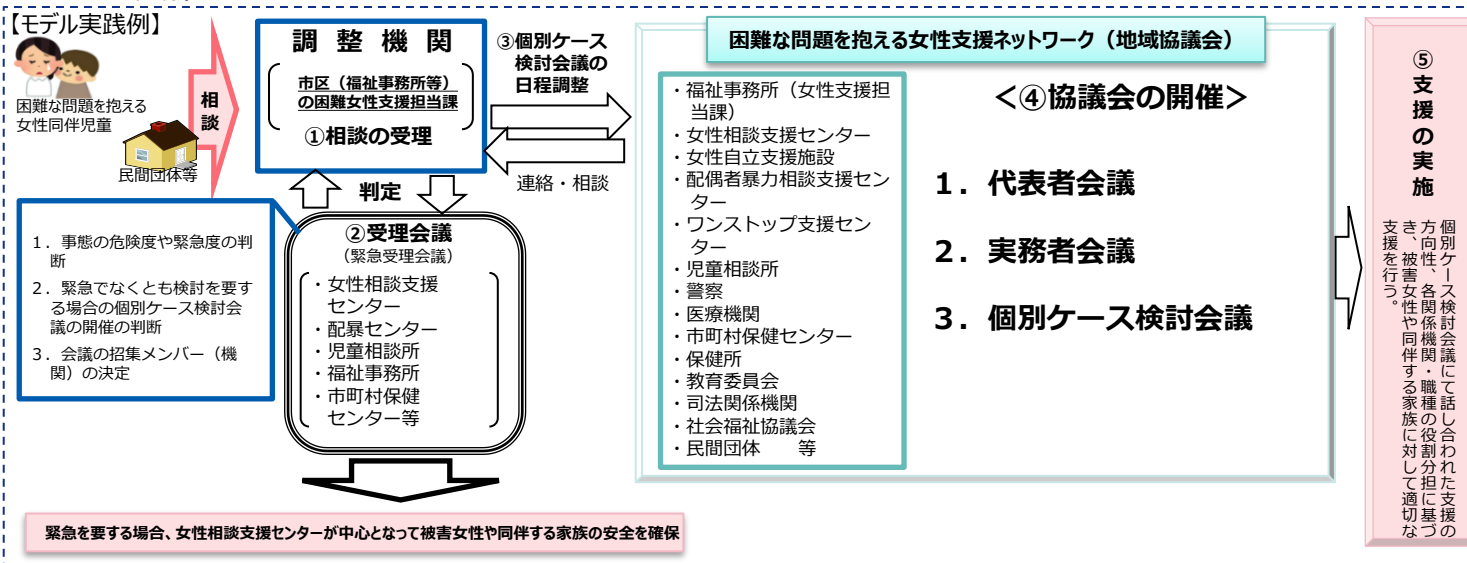
実際に支援を行う実務者から構成される会議であり、①全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し、②定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、③支援対象者の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握、④協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告等について協議を行う。

ウ 個別ケース検討会議

個別の支援対象者について、直接の担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。

(2) 調整機関

調整担当者を置き、地域協議会に関する事務を統括するとともに、支援対象者に対する支援が適切に実施されるよう、実施状況を的確に把握し、必要に応じて女性相談支援センター、その他の関係機関等との連絡調整を実施する。



3 実施主体等

【実施主体】 **都道府県**・女性相談支援員を設置している**市町村**（特別区含む）

【補助単価案】 1自治体当たり 8,770千円 【補助率】 10/10

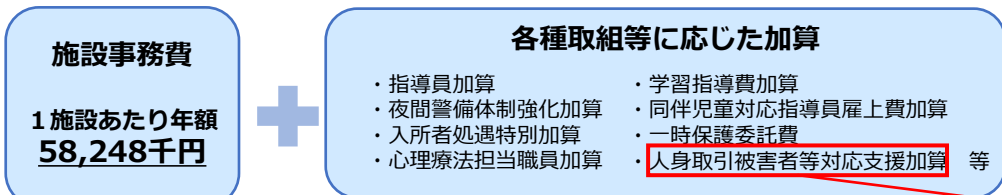
令和6年度当初予算案 27億円（26億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

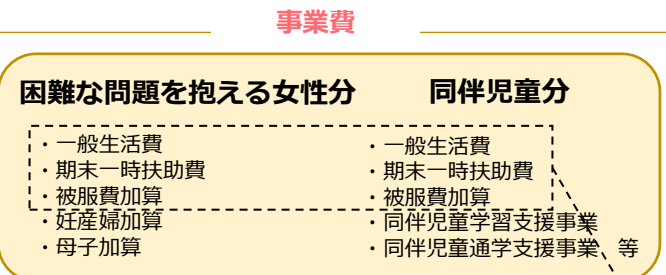
○ 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。

2 事業の概要・スキーム

<女性保護事業費負担金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ
事務費

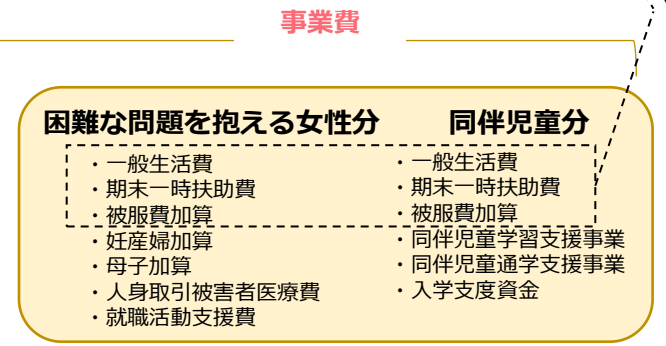
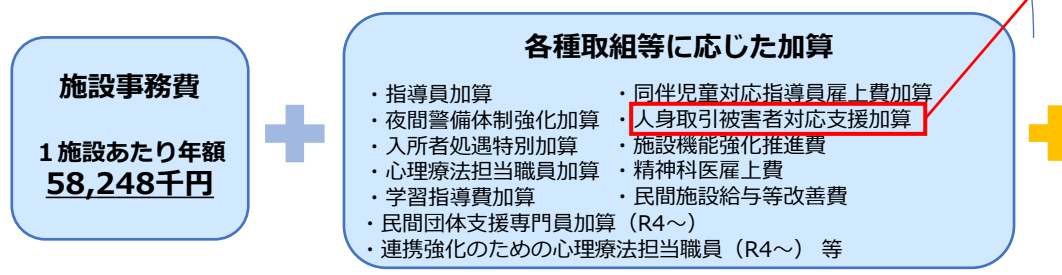


通話者雇上費の対象を人身取引被害者を含む全ての外国籍を有する者へ拡大



乳児同伴1名の場合の1世帯あたり月額 **146,600円**
(内 R5年度一般生活費 困難な問題を抱える女性分：73,100円 乳児分：61,700円 幼児分：61,700円)

<女性自立支援事業費補助金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ
事務費



3 実施主体等

- 女性保護事業費負担金** : (実施主体) 都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
(補助率) 国5/10、都道府県・指定都市5/10
- 女性自立支援事業費補助金** : (実施主体) 都道府県
(補助率) 国5/10、都道府県5/10

令和6年度当初予算案 **7.8**億円 (4.0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた**令和6年度末までのKPI達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化**を図る。
(都道府県による協議会の設置：令和4年4月1日現在 19都道府県 → 令和6年度末 **全都道府県**)
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるように、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。
(市町村による中核機関の整備：令和4年4月1日現在 935市町村 → 令和6年度末 **全市町村**)

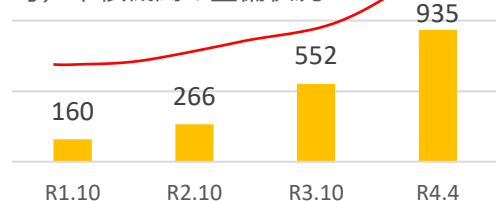
2 事業の概要・スキーム、実施主体等

－ 事業の実施・関係性のイメージ －

● 中核機関^(※)立ち上げ支援事業

〈実施主体〉市町村 (委託可)
〈基準額〉600千円
〈補助率〉1/2
〈実績〉58市町村 (令和4年度)

(参考) 中核機関の整備状況



※「中核機関」とは、協議会(関係機関・団体が連携体制を強化し、自発的な協力を進める合議体)の運営等を行う地域連携ネットワークの中核的な機関や体制

中核機関未設置
市町村

中核機関
整備

中核機関設置済
市町村

コーディネート
機能強化

体制整備支援や職員研修の実施、対応困難事案等への支援

都道府県

市町村支援
機能強化

(市町村支援機能強化の取組)

○ 中核機関コーディネート機能強化事業

〈実施主体〉市町村 (委託可)
〈基準額〉1,000千円/取組
〈補助率〉1/2
〈実績〉264市町村 (令和4年度)
(コーディネート機能強化の取組)

- ① 調整体制の強化
- ② 受任者調整の仕組み化、対応困難事案の支援円滑化 **新**
- ③ 広域連携の実施

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

〈実施主体〉都道府県 (委託可)
〈基準額〉1,000千円/必須取組
4,000千円/加算取組
(1都道府県あたり最大10,000千円)
〈補助率〉1/2 〈実績〉41都道府県 (令和4年度)

- 【必須】
- ① 司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
 - ② 市町村・中核機関等の職員向け研修の実施
- 【加算】
- ① 体制整備アドバイザーの配置・派遣
 - ② 相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

市町村

都道府県

地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和6年度当初予算案 0.8億円（1.1億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、**第二期基本計画に盛り込まれた令和6年度末までのKPI達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。併せて、**オンラインを活用した効果的な支援の実施**を進める。

(都道府県による意思決定支援研修の実施：令和4年4月1日現在 16都道府県 → 令和6年度末 **全都道府県**)

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ **都道府県等**において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**意思決定支援研修を実施**する。
- ・ **市町村等**において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施**する。

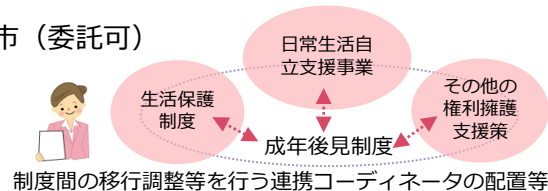
<実施主体> 都道府県、市町村（委託可）
<基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
<補助率> 1/2 <実績> 70自治体（令和4年度）



○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化に取り組む**。

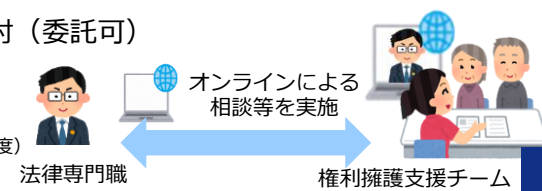
<実施主体> 都道府県、指定都市（委託可）
<基準額> 5,000千円
<補助率> 1/2
<実績> 10自治体（令和4年度）



○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、法律専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用を図る**。

<実施主体> 都道府県、市町村（委託可）
<基準額> 300千円
<補助率> 1/2
<実績> 34自治体（令和4年度）



令和6年度当初予算案 1.0億円 (98百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の**実践事例の拡充**を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**各種の取組（下図①、②及び③）の実践事例を通じた分析・検討を深め**、取組の効果や制度化・事業化に向けて**解消すべき課題の検証等を進める**。
- そのうち**法人後見に関する取組（下図①[1]）**については、これまでのモデル事業の実践や令和5年度に策定する「法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）」をもとに**その実施の促進を図るとともに、取組拡大に向けて解消すべき課題の検証等を行い、その成果を反映して本手引きの成案を得る**。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

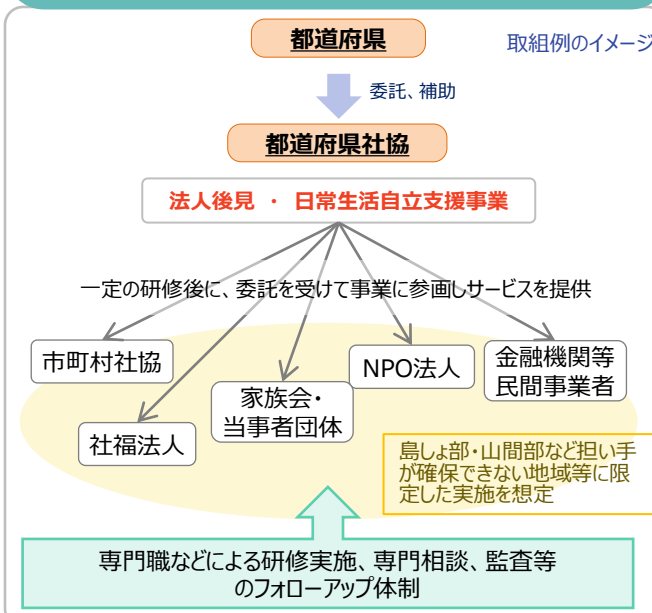
〈実績〉 10自治体（令和4年度）

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村（委託可） 【基準額】 ①の[1]以外の取組 1自治体あたり 5,000千円 【補助率】 3/4 ①の[1]の取組 1自治体あたり 10,000千円 【補助率】 1/2

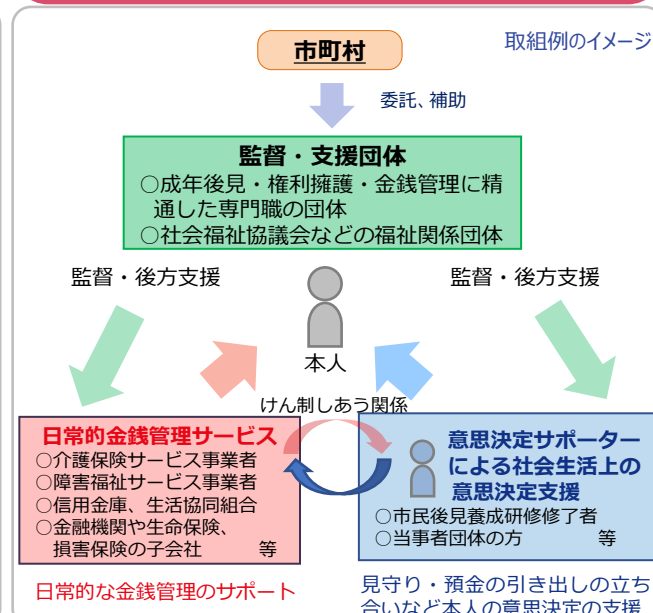
1

- [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組
- [2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組



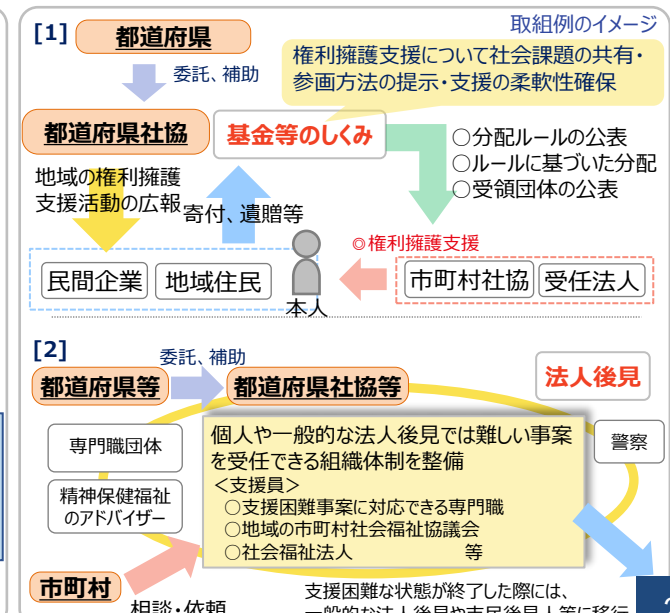
2

- 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組



3

- [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
- [2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組



※ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつかっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方等を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し**、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

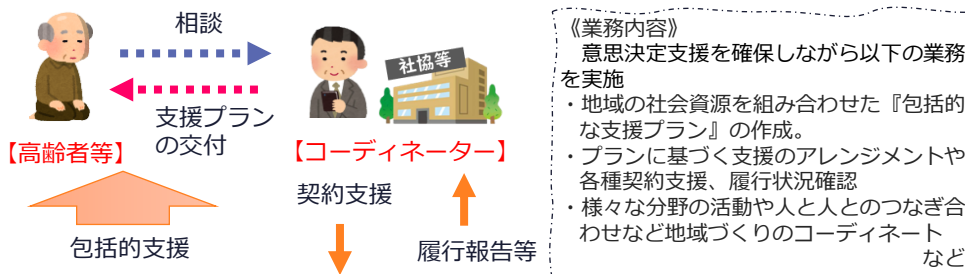
【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円/取組

【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせ**た**包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーター**を配置した**相談・調整窓口**を整備。



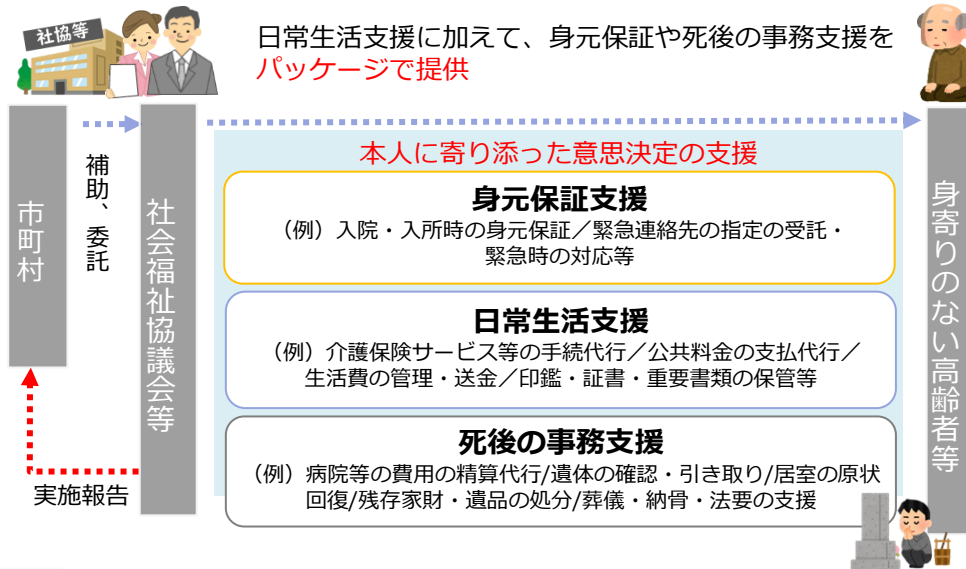
－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －

入居支援	見守り	法律相談	終活支援	死後対応
つながり支援	生活支援	財産管理	権利擁護	残置物処分

家賃債務保証・身元保証など

2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、身元保証や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

Ⅱ 生活保護制度の適正な実施

令和6年度当初予算案 保護費負担金の内数（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 被保護世帯の子どもが、本人の希望を踏まえた選択に基づいて高等学校等を卒業した後に就職することは、被保護者の自立の助長の観点から重要である。
- 被保護世帯の子どもが高等学校等卒業後に就職する際に新生活の立ち上げ費用に対する支援を行うことで、安定した職業に就くことを促進する。

2 支給要件等

- 支給対象：高等学校等を卒業後、就職により保護を必要としなくなったと認めた者
- 支給額：別居30万円、同居で世帯が保護廃止となった場合10万円

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
- 負担率：3／4

※通常国会への提出を検討している生活保護法の改正法案に盛り込む予定（進学準備給付金の支給対象の拡大）

※令和6年3月に高等学校等を卒業し、同年4月から就職する者に対して遡及して支給する方向で検討中

令和6年度当初予算案 保護費負担金の内数（保護費負担金の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労・増収等を通じた自立への意欲を喚起する取組を強化するため、就労自立した際のインセンティブとして、就労自立給付金の算定方法を就労期間に応じてメリハリをつける見直しを行う。

2 支給要件等

- 支給要件：安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認められたもの
- 支給時期：世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 支給額：上限額 単身世帯10万円、複数世帯15万円
- 再受給までの期間：原則3年間
- 算定方法：「最低給付額(※)」に「算定対象期間における各月の就労収入額に対し、その各月に応じた算定率を乗じて算定した金額」を加え、上限額といずれか低い額を支給額とする
※脱却までの積立期間が1月長くなる毎に一定額を逡減させる

3 実施主体等

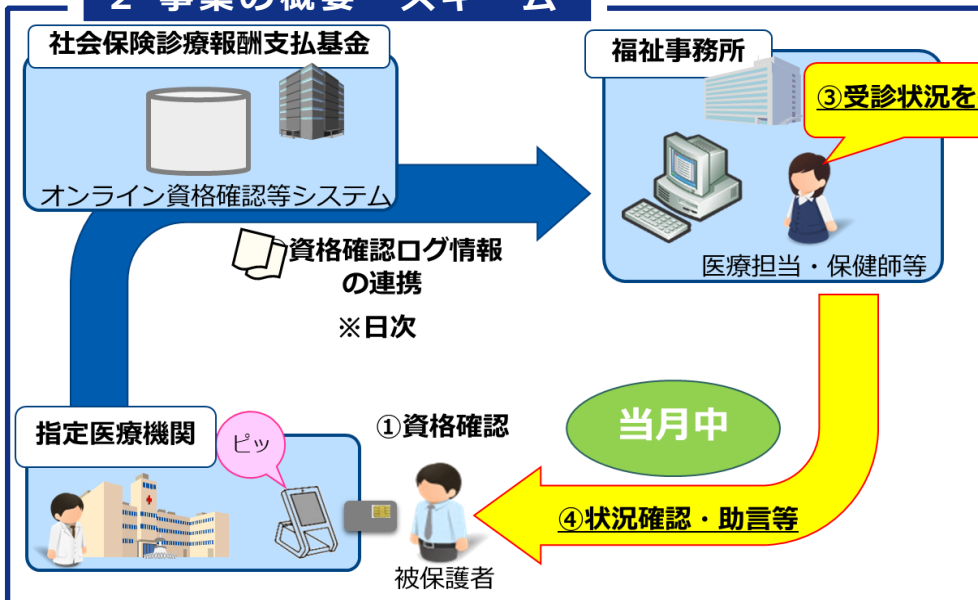
- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
- 負担率：3／4
- 施行時期：令和6年10月（予定）

令和6年度当初予算案 63百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 頻回受診対策については、被保護者に頻回な受診行動が定着するより以前の早期に適正な受診を促すことが重要と指摘されている一方で、現行の頻回受診指導は、レセプトから対象者を抽出して実施しているため、受診から実際の指導までに2か月程度のタイムラグが生じており、効果的な取組が難しい。
 - この点について、オンライン資格確認の導入後（令和5年度中導入予定）、福祉事務所には、オンライン資格確認等システムから被保護者の受診状況が連携される。この機能を用いて、福祉事務所において早期に頻回受診の傾向がある者を把握し、当該者に対する助言等を実施することにより適正な受診を推進する。
 - 令和6年度においては、医療扶助のオンライン資格確認が円滑に稼働している自治体（10箇所程度）にてモデル的に実施する。
- ※ オンライン資格確認システムの1機能である「資格実績ログ」を活用。当該「資格実績ログ」の具体的な活用方法の検討、運用成果や課題等を取りまとめ、事例集として福祉事務所向け手引きを作成するための調査研究事業（委託事業）を別途実施。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

頻回受診の傾向がある者に対する早期の助言等のモデル実施
(医療扶助適正実施推進事業において実施)

【実施主体】 モデル事業実施自治体（10箇所程度）

【補助率】 10/10

- 福祉事務所において、被保護者が医療機関の窓口で資格確認を行った際の実績（ログ情報）から、被保護者の受診状況を把握する。
- 福祉事務所は、当月に同一医療機関に15日以上受診している者について、早期に状況確認や相談支援を行い、必要に応じて訪問等による助言等を行う。

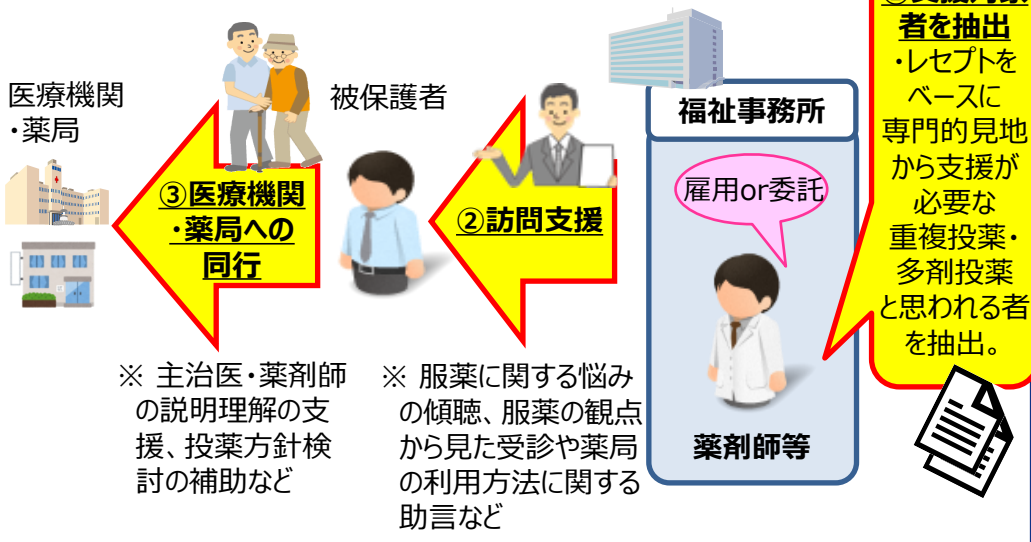
※ オンライン資格確認の仕組みで把握できるのは、資格確認の実績であり、頻回受診者の特定まではできないことに留意し、早期の段階での状況確認や相談支援等の支援を主とした対応を行う。

令和6年度当初予算案 医療扶助適正実施推進事業 23億円の内数（23億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 多剤投薬については、患者の薬物有害事象等のリスクを増加させ、薬剤費の増大につながるおそれもあることから、特に高齢者においてポリファーマシー（多剤服用でも特に害をなすもの）に着目した対策の必要性が指摘されている等の状況を踏まえ、令和5年度からレセプトから多剤投薬に着目した点検を行い、当該対象者に保健指導・生活支援や相談支援等の取組を実施している。
- 今般、令和6年度からの第4期医療費適正化基本方針として、複数種類の医薬品の投与の適正化に関する目標を設定することが考えられること、効果算定（医療費見込みの推計方法）としては9種類以上投与されている65歳以上の患者数と一人当たりの調剤費等を用いて算定することが示されたところ。
- これを踏まえ、現行（15種類以上）より多くの対象者（9種類以上）への指導要否の検討に係る取組を支援する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

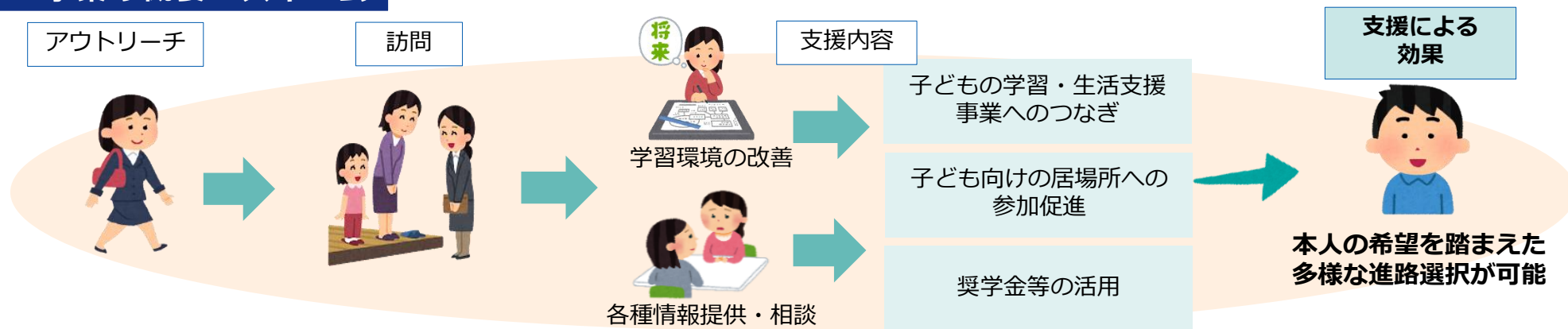
- 多剤投薬適正化指導の強化（医療扶助適正化事業）
【令和5年度から実施】
【実施主体】都道府県・市・区等
（福祉事務所設置自治体907自治体）
【補助率】3/4
・ 多剤投薬に着目したレセプト点検を実施し、多剤投薬が疑われる者を抽出
・ 薬剤師等医療関係者の配置又は業務委託により、専門的見地から多剤投薬となっている者に対する受診や薬局の利用方法等に関する指導を実施
【補助内容】多剤投与の対象者を9種類以上とする場合に指導を行う薬剤師等1名→3名分への追加配置に係る経費を補助
（※）9剤以上服薬している65歳以上の被保護者数は、15剤以上と比べて約3.5倍

令和6年度当初予算案 1.6億円（-） ※（-）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活保護受給中の子育て世帯については、子どもが将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えていることや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくいという課題がある。
また、福祉事務所のケースワーカーは、子どもの教育面での支援に際し、子どもの発達についての知識などが不足しているなどの課題もある。
- 貧困の連鎖を防止する観点から、生活保護世帯の子ども及びその保護者に対し、ケースワーカーによる支援を補い、訪問等により学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行い、本人の希望を踏まえた多様な進路選択に向けた環境改善を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
- 補助率：2/3

※通常国会への提出を検討している生活保護法の改正法案に盛り込む予定。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の 推進

「介護のしごとと魅力発信等事業」の取組強化

令和6年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 4.4億円 (3.3億円)

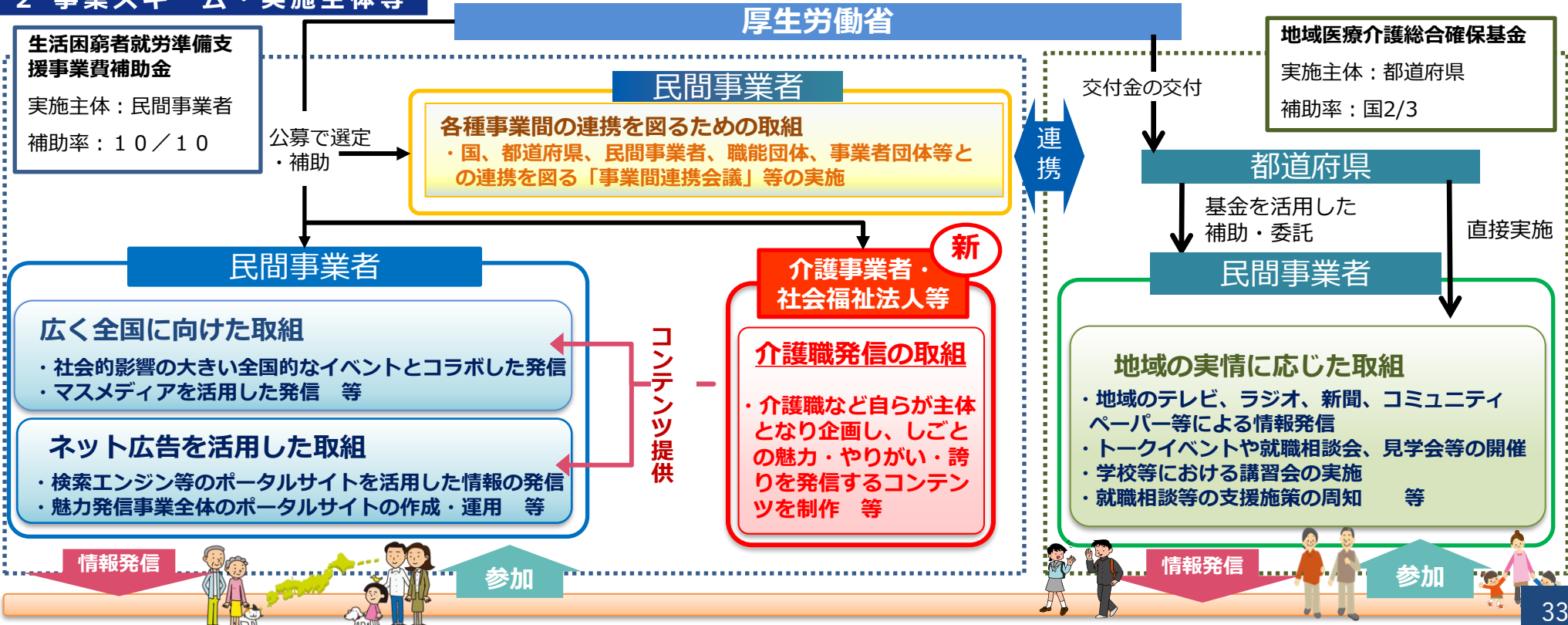
地域医療介護総合確保基金97億円の内数 (137億円の内数)

※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保にあたっては、人材の裾野の拡大を進めて多様な人材の参入促進を図ることが必要であることから、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、理解の促進を図るため、介護の仕事の魅力発信に関する取組を実施してきた。
- これまで国では、全国的なイベントやマスメディア、ネット広告など、発信力がある事業者による企画・発信を行ってきたが、最前線である現場の視点から、より具体的な魅力を発信するため、従来の取組に加え、**介護職など自らが主体となり、自らの声で介護の仕事の魅力・やりがい・誇りを発信するコンテンツの企画・制作等を行う事業を拡充**し、発信力のある事業者と連携して広く発信することで、**事業効果の最大化を図る**。
- また、都道府県においては、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や、求職者に対する支援施策等の周知を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。

2 事業スキーム・実施主体等

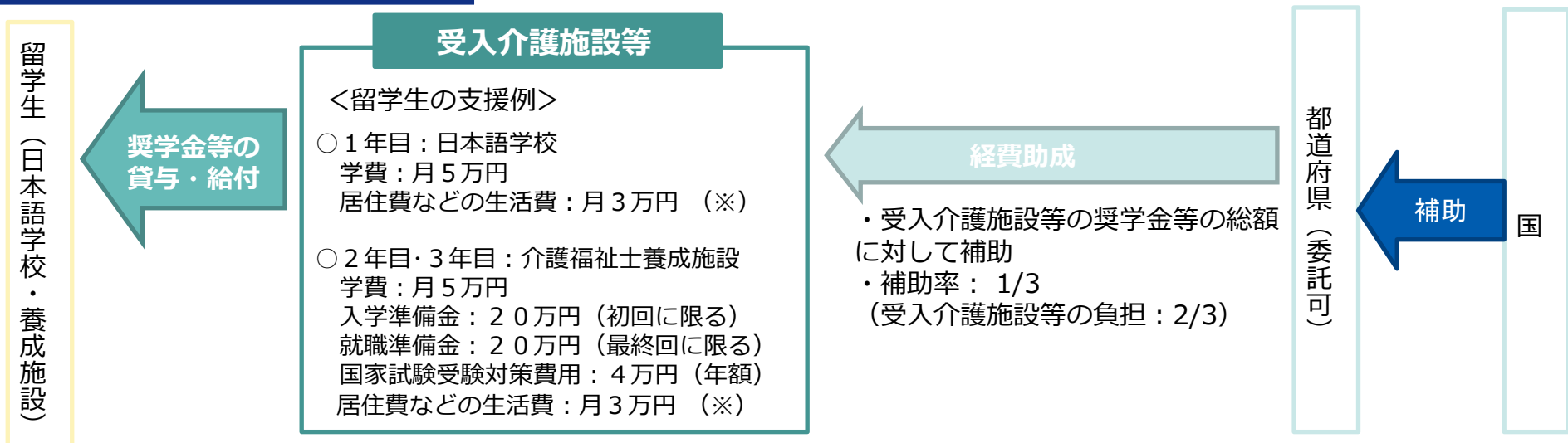


令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)97億円の内数(137億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等(受入介護施設等)が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合に、その費用の一部を助成する事業を実施。
- 昨今、諸外国と人材確保の競争が激しくなっており、外国人留学生が安心して学習・就労を行うための更なる環境整備を図ることが重要であることから、外国人介護人材確保に資する取組を行っている受入介護施設等の負担軽減を図り、受入環境整備の取組みを支援することは必要。
- このため、居住費などの生活費について、受入介護施設が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、補助基準額に加算できるようにする。

2 事業のスキーム・実施主体等



受入介護施設等

<留学生の支援例>

- 1年目：日本語学校
学費：月5万円
居住費などの生活費：月3万円(※)
- 2年目・3年目：介護福祉士養成施設
学費：月5万円
入学準備金：20万円(初回に限る)
就職準備金：20万円(最終回に限る)
国家試験受験対策費用：4万円(年額)
居住費などの生活費：月3万円(※)

※ 居住費などの生活費について、受入介護施設が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り

- 1 月2万円まで加算。
- 2 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月5万円まで加算。

3 事業実績

◆ 実施自治体数：28道県※ 令和3年度実績

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

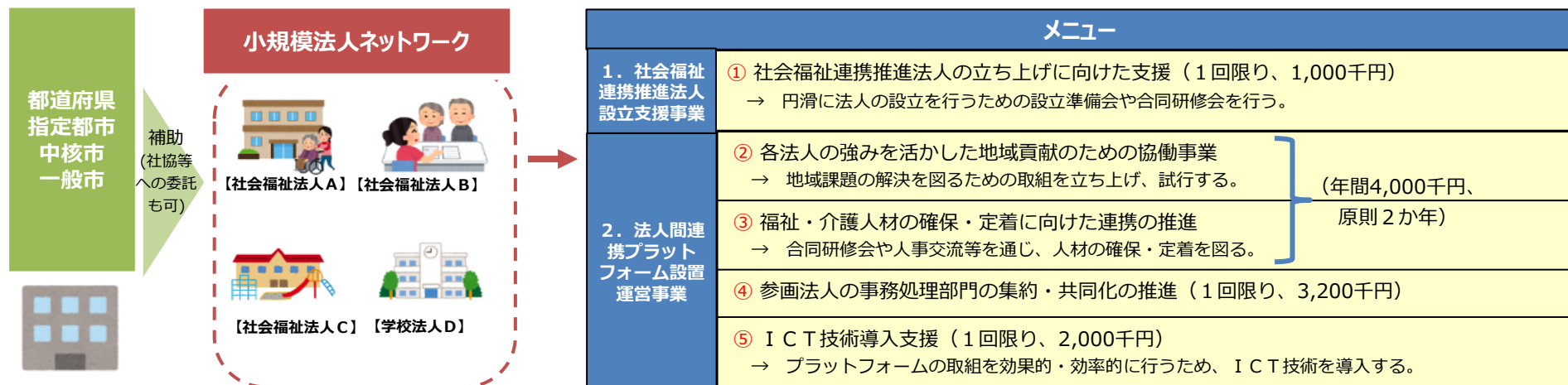
令和6年度当初予算案 3.5億円 (3.5億円 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数))

1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
 - また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、令和4年4月から新たに施行され、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作り(※)も可能。
- (※) 事業メニュー「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」(R4～)も活用し、小規模法人の連携・協働化の支援を推進。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市(特別区含む)
- 補助率：定額補助



社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

令和6年度当初予算案 283億円（274億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、社会福祉法人が経営する社会福祉施設及び特定社会福祉事業等に従事する職員が退職した場合の当該職員に対する退職手当金の支給を行うもの。

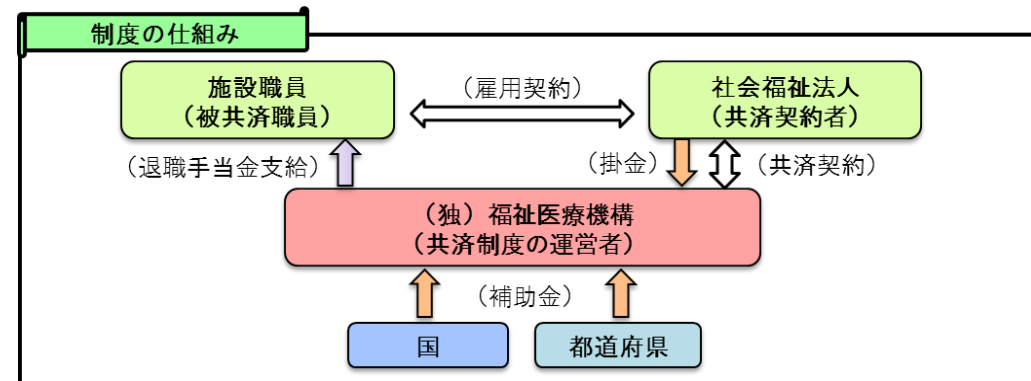
※ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）（抄）

（国の補助）

第18条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（次に掲げるものに限る。（略））に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額の3分の1以内を補助することができる。

2 事業の概要・スキーム

- 加入対象となる施設・事業
社会福祉法人が経営する
 - ① 社会福祉施設等（保育所等）
 - ② 特定介護保険施設等（特養、障害者支援施設等）
 - ③ 申出施設等（介護老人保健施設等）
- 財政方式：賦課方式



3 実施主体等

- 実施主体：独立行政法人福祉医療機構
- 参考：予算額の推移

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額	27,441,594	26,454,481	26,371,517	27,377,590

IV 災害時における福祉支援

被災地における福祉・介護人材確保事業（復興）

令和6年度当初予算案 1.5億円（1.5億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金（赴任するための交通費や引っ越し費用等）の貸与等の支援を実施。

2 事業スキーム・実施主体等

実施主体：福島県が適当と認める団体 補助率：10/10

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】

- (1) 相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2) 避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3) 相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4) 相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】

- (1) 学費（研修受講費） 15万円を上限（実費の範囲内）
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2) 就職準備金 ・30万円＋①＋②（1年間従事した場合全額返済免除）
・50万円＋①＋②（2年間従事した場合全額返済免除）
 - ①世帯赴任加算
 - ・ 家族と赴任する場合… 12.5万円＋（世帯員数－1）×5万円
 - ・ 単身赴任の場合 … 20万円
 - ②自動車輸送費用等加算（新規購入の場合は登録手続代行費用）
 - ・ 20万円を上限（実費の範囲内）
- (3) 教材費・住居費（通学費） 12万円を上限（実費の範囲内）・3.6万円（月額上限）
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除
- (4) 支援金 20万円を上限

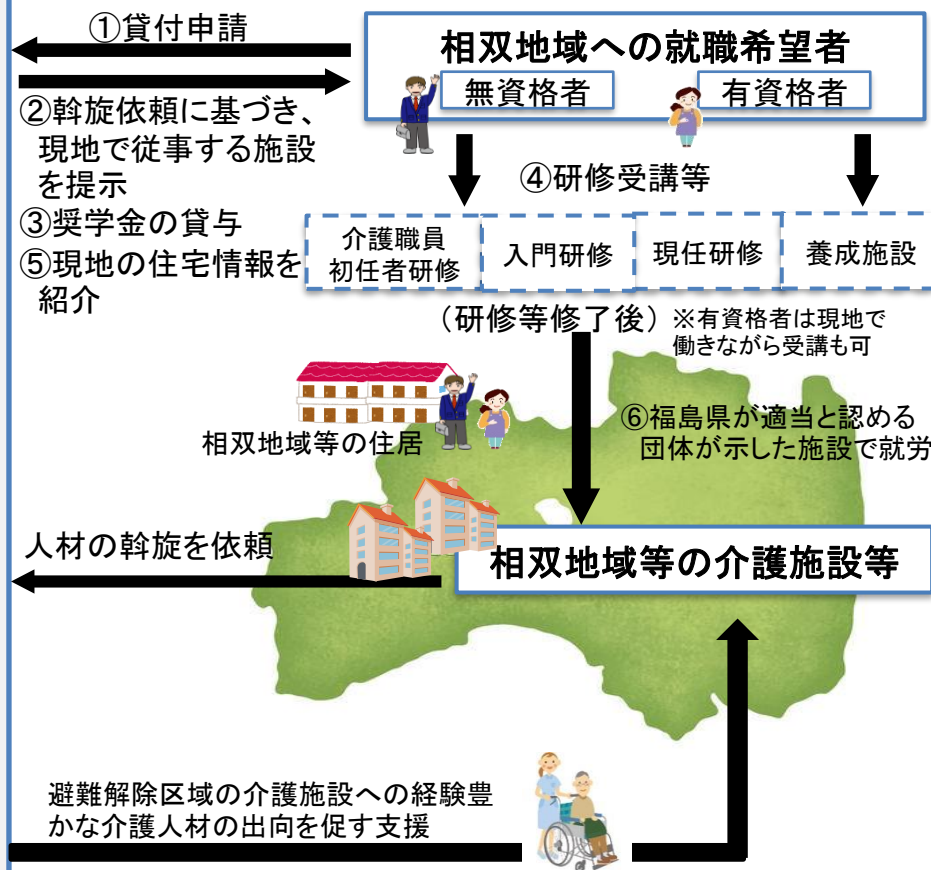
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援

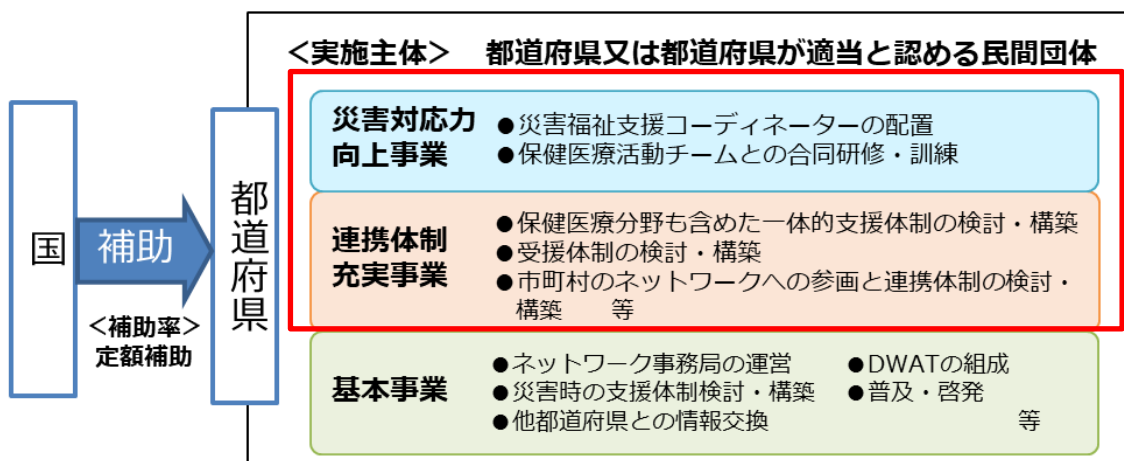


令和6年度当初予算案 2.0億円 (1.1億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時において、要配慮者に対して機動的な福祉支援が実施できるよう、各都道府県では、平時から関係機関が連携して必要な支援体制を確保するための「**災害福祉支援ネットワーク**」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「**災害派遣福祉チーム(DWAT)**」の配置を進めている。
- 令和5年度末には、全ての都道府県においてDWATの配置等が行われる見込みであるが、これまで実際にDWATが稼働した都道府県は限られており、災害時にDWATの派遣調整を行う**コーディネーター役の育成や配置、関係者に対する研修や訓練を通じた対応力の向上**が必要となっている。
- また、近年、災害時での被災者支援においては、都道府県に「**保健医療福祉調整本部**」(※)を設置することが「**防災基本計画**」へ盛り込まれるなど、保健・医療・福祉の連携強化が求められており、**保健医療分野との一体的な支援体制の構築など、連携体制の充実・強化**を図る必要がある。
 - ※ 防災基本計画においては、令和3年度にDWATの整備が追加、令和5年度に「保健医療調整本部」を「保健医療福祉調整本部」と改正。
- このため令和6年度予算においては、「**保健医療との連携体制の強化(連携体制充実事業)**」や「**災害時において迅速に支援を実施する対応力の向上(災害対応力向上事業)**」を図る取組を各都道府県で実施できる体制を確保することで、各種取組を促進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



災害時の福祉支援体制の強化

【令和6年度改正案】

- ・ネットワークの立ち上げ等を行う「**体制強化事業**」を廃止するなど、事業内容を見直し
- ・各都道府県で「**災害対応力事業**」、「**連携体制充実事業**」を実施するための予算を計上

実施自治体数	令和5	令和4	令和3
連携体制充実事業	37	30	28
災害対応力向上事業	25	20	14

令和6年度当初予算案 17百万円 (16百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時の支援体制について、各都道府県においては「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、「災害派遣福祉チーム (DWAT)」の配置を進めているが、広域的な災害にも対応できるよう都道府県域を超えた連携体制の強化が必要となっている。
- そのため、令和4年度に、平時には広域的な派遣体制の構築やDWATチーム員を養成する全国研修、災害時には、都道府県間のDWATの派遣調整等を一体的に行う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置したところ。
- さらに、近年では被災者支援において、保健・医療・福祉の連携強化が強く求められており、各都道府県において、保健・医療と福祉をつなぐ中心的な役割を担うキーマン的な人材育成や配置等が急務となっている。
- こうしたことから、本事業の中で、**新たに保健医療福祉連携の中核的人材育成のための研修を実施**することにより、災害福祉支援ネットワークの強化を図る。

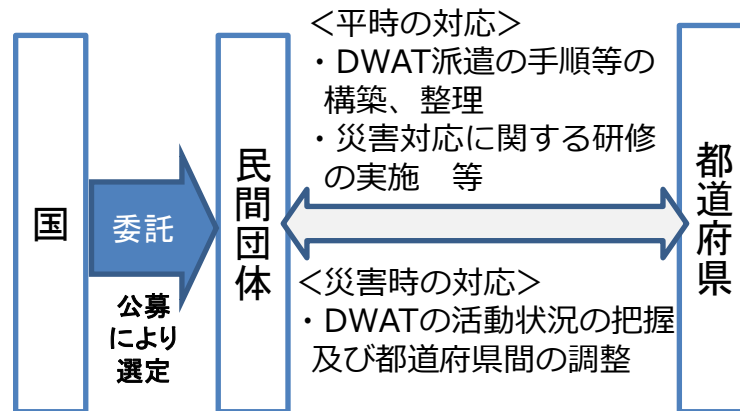
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

<令和6年度拡充内容>

■ 各都道府県における保健医療福祉の連携体制の構築・強化に係る支援

- 1) 平時における都道府県の保健・医療・福祉の主管部局、防災部局や保健所等との連携体制の整備についての検討を行う
- 2) 災害時における都道府県等に設置される保健医療福祉調整本部と災害福祉支援ネットワークの連携・関わり方についての検討を行う
- 3) 上記1)及び2)の検討を踏まえた災害福祉支援ネットワーク事務局職員及びDWATチーム員向け研修の実施

実施主体：国（民間事業者へ委託）
補助率：定額



(参考)令和5年度補正予算

施策名:「幸齢社会」を見据えた住まい支援システム構築に関するモデル事業

① 施策の目的

「幸齢社会」づくりを見据え、身寄りのない高齢者の身元保証等の課題に対処する観点も踏まえ、独居の高齢者や生活困窮者等の住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応や一貫した支援を行える実施体制を整備するための住まい支援システムの構築に向けた課題等を整理する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

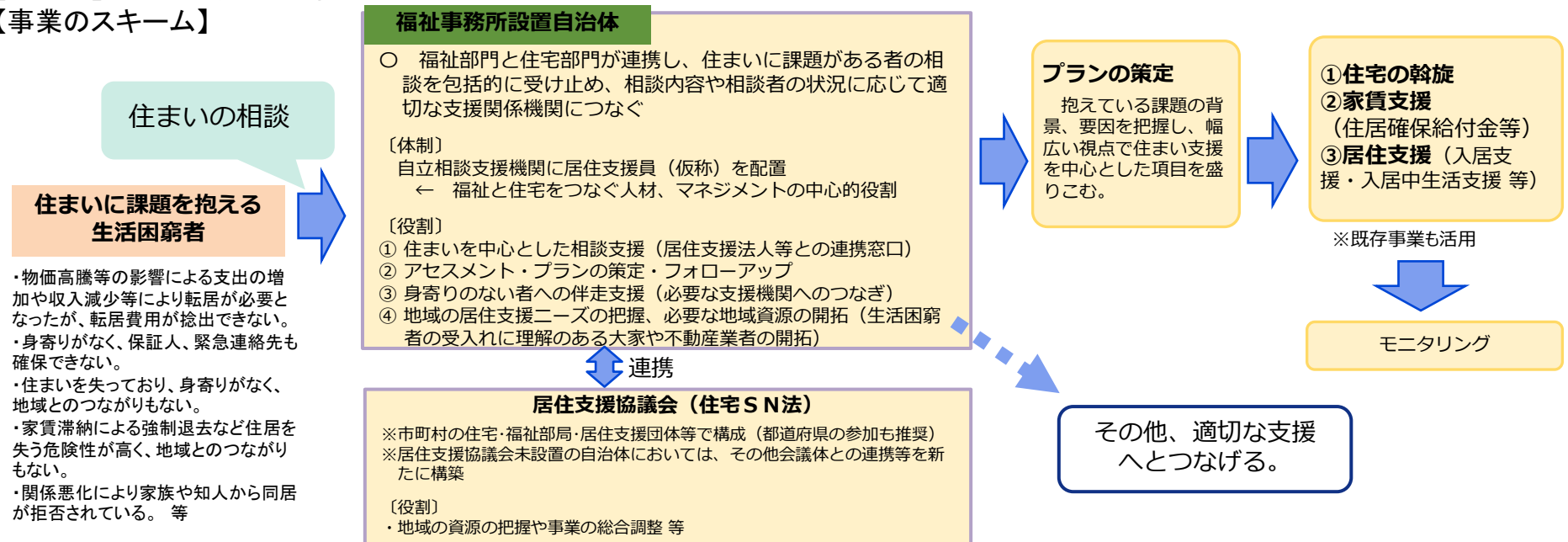
総合的な相談対応や一貫した支援を行える実施体制を整備し、見守り支援や地域とのつながり促進支援など、地域共生の観点も取り入れたマネジメントを行うモデル事業の実施に要する費用を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】: 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体) ※居住支援法人、居住支援協議会等へ委託可

【補助率】: 国3/4、福祉事務所設置自治体1/4

【事業のスキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

独居の高齢者や生活困窮者等の住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応や一貫した支援を行える実施体制の整備を推進することにより、生活の基盤となる住まいが確保され、地域において自立した日常生活を継続することが期待できる。

施策名：生活困窮者自立支援の機能強化事業

① 施策の目的

物価高騰による生活困窮者の増加に伴う緊急的な対応が必要であること、また、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、物価高騰等による生活困窮者の増加への対応や、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化を行う。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

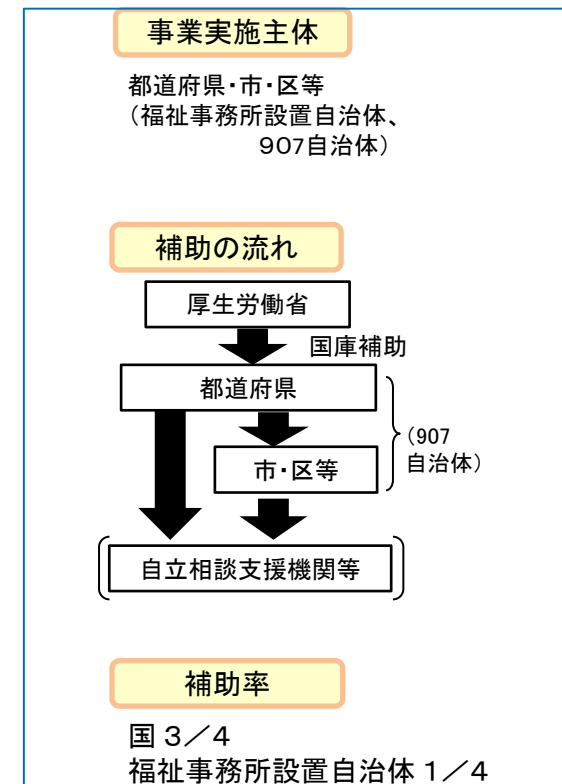
- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援
(1団体50万円上限(広域的な活動を実施する団体については100万円))

2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

3. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

① 施策の目的

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援を行う民間支援団体の活動を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 助成先

生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行うNPO等民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人その他法人格を有すること)

(2) 助成対象事業

生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくり、その他生活上の支援を行う事業

(3) 実施方法

福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への補助について、国が助成を行う。

(4) 助成額

- ① 全国的又は4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限2,000万円
- ② 2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限900万円
- ③ 同一都道府県内での支援活動を行う団体 上限700万円



補助(10/10)

(独)福祉医療機構
(公募要綱策定・計画書評価)

応募

助成

NPO等民間団体

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する方々に対する各種支援策が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。

施策名：都道府県研修企画チーム運営・中間支援組織立ち上げ支援加速化事業

① 施策の目的

生活困窮者自立相談支援事業等に従事する支援員の支援活動が増加・高度化しており、支援員へのメンタルケアや支援スキルを向上する必要性が高まっている。そのため、各地域における効果的な支援手法の共有や研修会の実施を担う研修企画チームや中間支援組織の立ち上げ支援を加速化する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げに必要な支援を行い、日常的に支援者同士の情報共有を目的とした会合や研修を実施できる体制を構築する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業内容】

都道府県における研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げを支援(補助)

<具体的な取組内容>

- 研修企画チームや中間支援組織の立ち上げ準備会の設置
- 中間支援組織等の立ち上げに向けた支援者同士を繋ぐネットワーク会議の企画・開催
- 中間支援組織等の運営に向けたノウハウや事例の収集・共有、支援員のメンタルケアに関する手法の検討
- 支援員の資質向上のための研修会の開催に向けた準備やモデル実施 等

国

補助(1/2)

➡

都道府県

委託可能

➡

民間事業者

広域的な支援者ネットワーク(例)

※ 都道府県研修を通じて事例検討等を行っている例は省略。
※ 令和4年1月現在、厚生労働省において把握しているものを掲載。

- 道央圏生活困窮者自立支援事業担当者情報交換会
- 続・後方支援プロジェクト
- 生活困窮者自立支援事業情報連絡会議・検討会議(岐阜県)
- 一般社団法人 アルファLink
- 就業支援団体連絡会(阪神地域)
- 香川おもいやりネットワーク
- 福岡県困窮者支援ネットワークみんなネット
- 大分県生活困窮者就労支援協議会
- 生活困窮者支援連携団体会議(宮城県)
- ふくしま生活困窮者支援ねっと
- 千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク
- かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク
- NPO法人 しが生活支援者ネット
- 南国ネットワーク連絡会(高知県)

(凡例)
○：分野を特定しない支援者ネットワーク
○：自立相談支援機関のネットワーク
●：就労支援のネットワーク

会費制により活動している千葉県などの例はあるものの、多くはボランティアな活動による運営となっており、活動基盤が脆弱かつ継続的な活動が困難。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

支援者への支援を早期に実施することにより、複雑・困難な課題を抱える生活困窮者の経済的自立や社会生活自立が図られる。

① 施策の目的

生活困窮者・ホームレス自立支援センターの改修等を支援することにより、生活困窮者やホームレスの福祉の向上を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

生活困窮者・ホームレス自立支援センターの居室の個室化や建物のバリアフリー化等の改修等に要する費用を補助する。

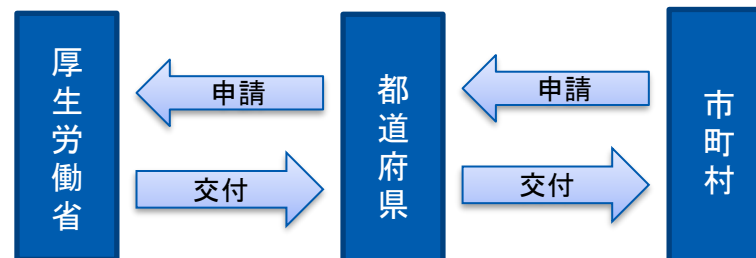
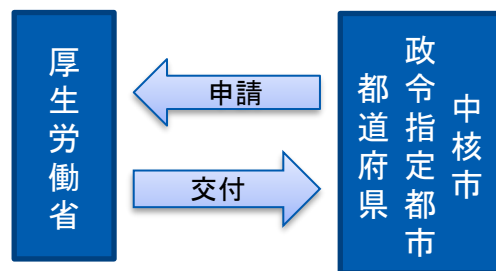
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】:都道府県、市町村

【負担割合】:国1/2、都道府県・政令指定都市・中核市1/2 又は 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※補助金の流れ

(実施主体(設置主体)が都道府県・政令指定都市・中核市の場合) (実施主体(設置主体)が一般市町村の場合)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活困窮者・ホームレス自立支援センターの居室の個室化等の改修等を支援することにより、生活困窮者やホームレスの福祉の向上を図ることができる。

施策名：地域における自殺防止対策の強化

① 施策の目的

- ・自殺念慮を抱える者に対する適切な相談支援と、相談支援から地域における具体的な支援につなげるための地方自治体又は民間団体の取組を支援する。
- ・こども・若者の困難事案への的確な対応を行う「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ支援を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

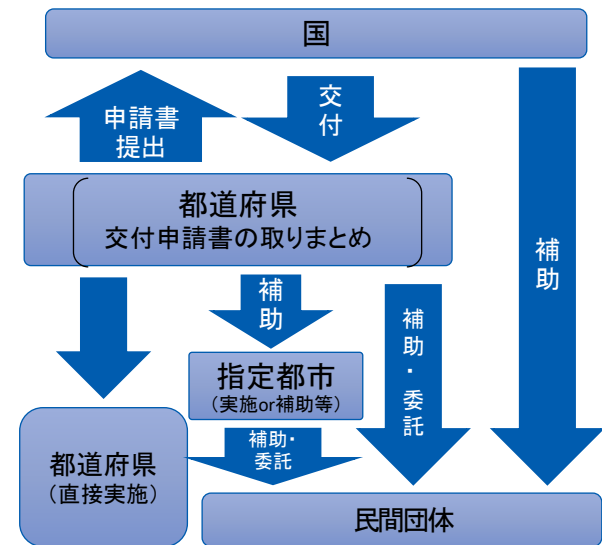
③ 施策の概要

- 1 電話・SNS相談体制の拡充及びつなぎ支援等
 - ・都道府県・指定都市が行う電話・SNSを活用した相談体制の強化
 - ・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
 - ・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、その他相談支援の環境整備等への支援の実施
- 2 社会的孤立等を抱える者に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援
- 3 「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ支援
 - ・都道府県・指定都市が、精神科医、弁護士、心理士等の多職種の専門家で構成されるチームを設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験があるこども・若者等、市町村段階では、対応が困難な事案に対し、助言等を行う事業の実施を支援



④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

- 実施主体：都道府県・指定都市、民間団体
- 補助率：国：1/2、10/10(都道府県・指定都市)
：10/10(民間団体)



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- ・電話やSNSを活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。
- ・地域の支援者支援を行い、こども・若者の自殺再企図を防止するとともに、関係機関等の実務的な連携を強化する。

① 施策の目的

生活費を管理できずに生活に支障が生じる(おそれがある)被保護者に対して、物価高騰も踏まえて、早期かつ適切に計画的な金銭管理を支援することにより、被保護者の生活の安定を図るための事業を試行する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

金銭管理能力に課題がある被保護者に対して、日常生活費の管理支援や金銭管理教育支援等を行うことで金銭管理への意識を促し、自立に向けた意欲や能力の向上を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 福祉事務所設置自治体 (委託可)

【補助率】 10/10

【支援対象者】

- ・アルコールやギャンブル依存などにより、生活費を管理できずに生活に支障が生じる(おそれのある)者
- ・公共料金や家賃などの滞納(を招くおそれ)がある者 等

【支援のイメージ】

- ・日常生活費の管理支援 (例: 本人同意の下による預金通帳等の貴重品預かり、公共料金や家賃等の支払い支援(援助)、生活費の払出や預入の助言)
- ・日常生活を安定させるための支援 (例: 依存症支援機関の情報提供及び利用支援、突然の支出に備えるための貯蓄支援)
- ・自分で管理を行っていくための手続き支援 (例: 銀行口座開設のための身分証明証の取得、銀行振替などの手続き支援)
- ・金銭管理教育支援 (例: お金の使い方や、物やサービスの値段に関心を持ってもらうための金銭管理教育)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

金銭管理能力に課題がある被保護者に支援を行うことで、生活費が計画的に使われることとなり、被保護者の生活の安定につながる。

① 施策の目的

複雑な課題を抱える被保護者を対象として、外部の関係機関と連携した支援体制を構築したうえで、自立に向けた早期の支援を実施することにより、本人の状況を踏まえた自立の推進を図るためのモデル事業を実施。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

多様で複雑な課題を抱える被保護者について、関係機関と円滑に連携し、支援に取り組むことで、自立の推進を図ることができるよう、他機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を試行する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 福祉事務所設置自治体

【補助率】 10 / 10

【対象経費】

被保護者への支援・援助方針について、他機関と情報共有及び支援の役割分担等を行うための会議運営費



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

他機関と連携した支援が行われることにより支援の質が高まり、被保護者の自立の推進が図られる。

施策名：医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関・薬局への補助

① 施策の目的

令和5年度中からの導入を目指す医療扶助のオンライン資格確認について、医療機関・薬局におけるレセプトコンピュータ等既存システムの改修が必要となるため、当該費用について国庫補助を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けて、医療機関が着実にシステム改修等を進めることができるよう、医療機関等への補助を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【実施主体】 医療機関等（社会保険診療報酬支払基金を通じた補助）

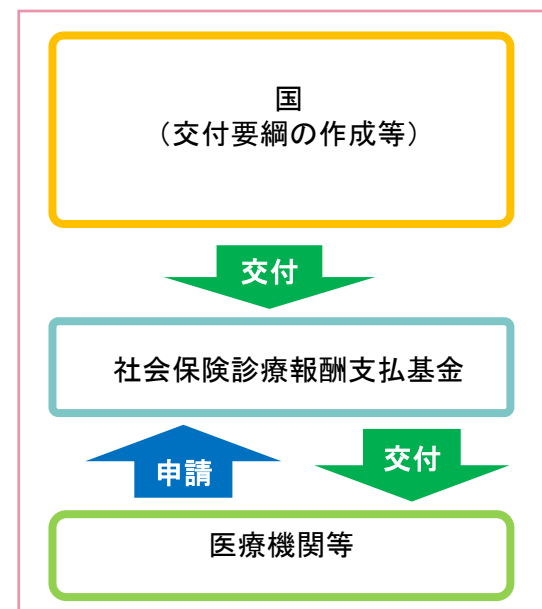
【補助率】 病院，大型チェーン薬局（※）：1/2，診療所・薬局（大型チェーン薬局を除く）：3/4

（※）グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局

- 医療機関・薬局におけるレセプトコンピュータ等のアプリケーションの改修、パッケージソフトの購入・導入、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等に対して、以下の上限額で補助を行う。

	病院	大型チェーン薬局	診療所 薬局（大型チェーン薬局以外）
費用の 補助内容	28.3万円を上限に補助 ※事業額の56.6万円を上限に、 その1/2を補助	3.6万円を上限に補助 ※事業額の7.3万円を上限に、 その1/2を補助	5.4万円を上限に補助 ※事業額の7.3万円を上限に、 その3/4を補助

- 医療機関等への補助金の交付事務について、社会保険診療報酬支払基金へ補助を行う。



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

医療機関において、診察時に本人同意のもとで健診情報等を閲覧することが可能となることにより、適正な医療サービスを提供することが可能となる。

① 施策の目的

令和6年度の就労自立給付金の見直しに向けて、地方自治体の生活保護基幹システム等のシステム改修が必要となるため、当該費用について補助する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

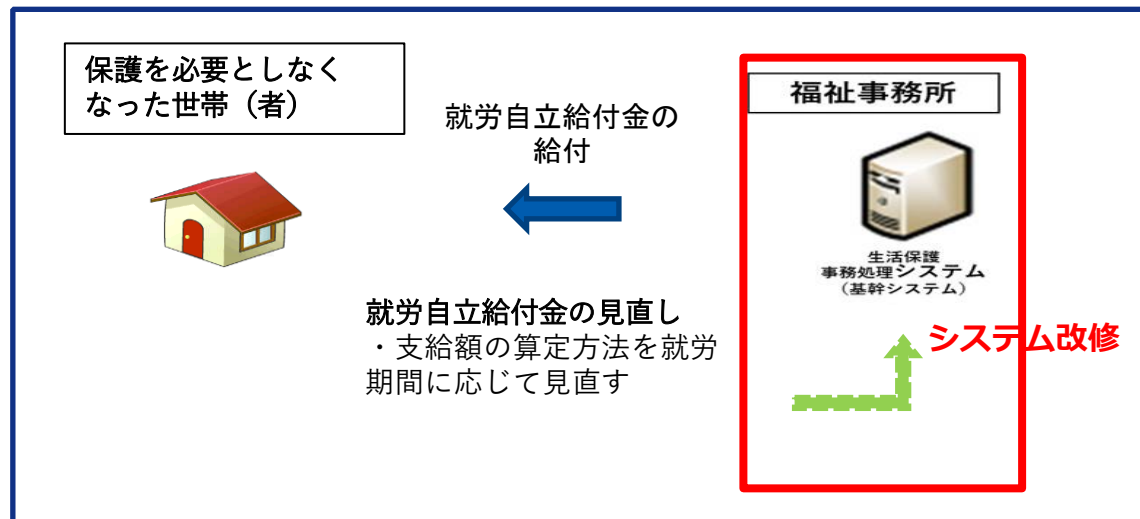
③ 施策の概要

就労自立給付金については、被保護者の就労収入の増加による保護からの早期自立のインセンティブとして、令和6年度に支給額の算定方法を就労期間に応じて見直すこととしており、令和6年度から円滑に運用できるよう、令和5年度中に地方自治体の生活保護基幹システム等を改修する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助率】 1/2



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地方自治体の生活保護基幹システム(事務処理システム)の改修経費について補助を行い、制度の安定的かつ効率的な運用を図る。

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)により、生活保護業務プロセス及び基幹事務システムの標準化に取り組むこととされたことを踏まえ、令和6年以降の制度見直しなど基幹システムの標準仕様の改訂に向けた調査研究を行い、更なる業務負担の軽減を図る方策を検討する。

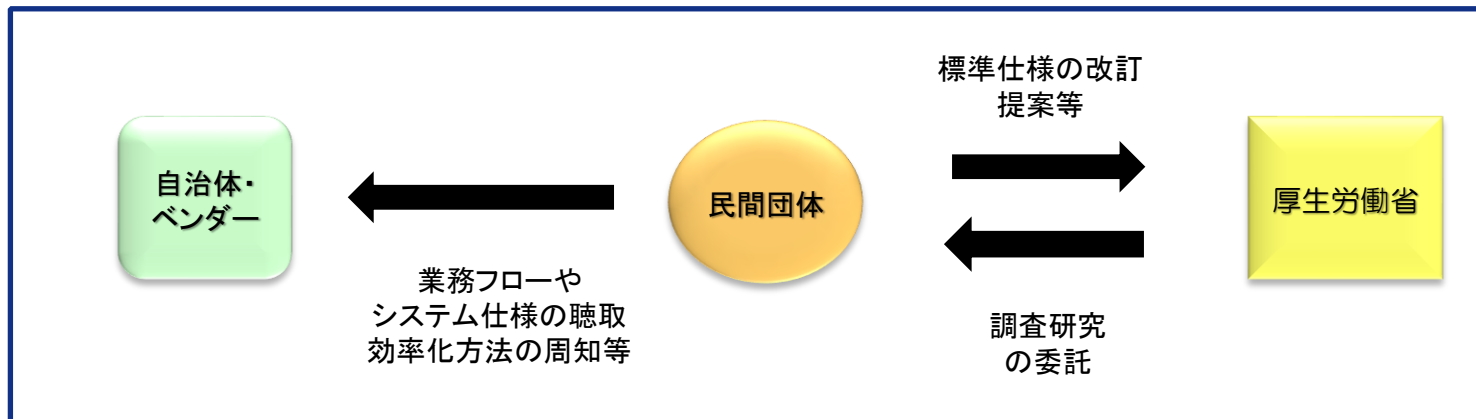
I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

令和6年以降の実施が予定される制度見直し等について、自治体の基幹システムに反映させる必要があることから、円滑なシステム反映のために、令和5年度中にシステムの標準仕様に関わる内容の検討を行う必要が生じるため、調査研究を行い標準仕様書改訂を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 国(委託事業) (10/10)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活保護業務プロセス及び基幹事務システムの標準化について、調査研究を行い更なる業務負担軽減を図る方策を検討し、業務効率化の推進を図る。

① 施策の目的

- 「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」及び「社会保障生計調査」は、生活保護制度や生活保護基準の検討に向けた基礎資料を得ることを目的として、生活保護受給世帯等を対象に実施しているが、現状の回答方法は、紙媒体に記入する方法に限られている。
- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和5年3月28日閣議決定)では、政府としてオンライン調査を推進するよう示されていることから、政府統計オンライン総合窓口(オンライン調査システム)を利用して電子調査票を搭載し、オンラインによる回答を可能とする。

② 対策の柱との関係

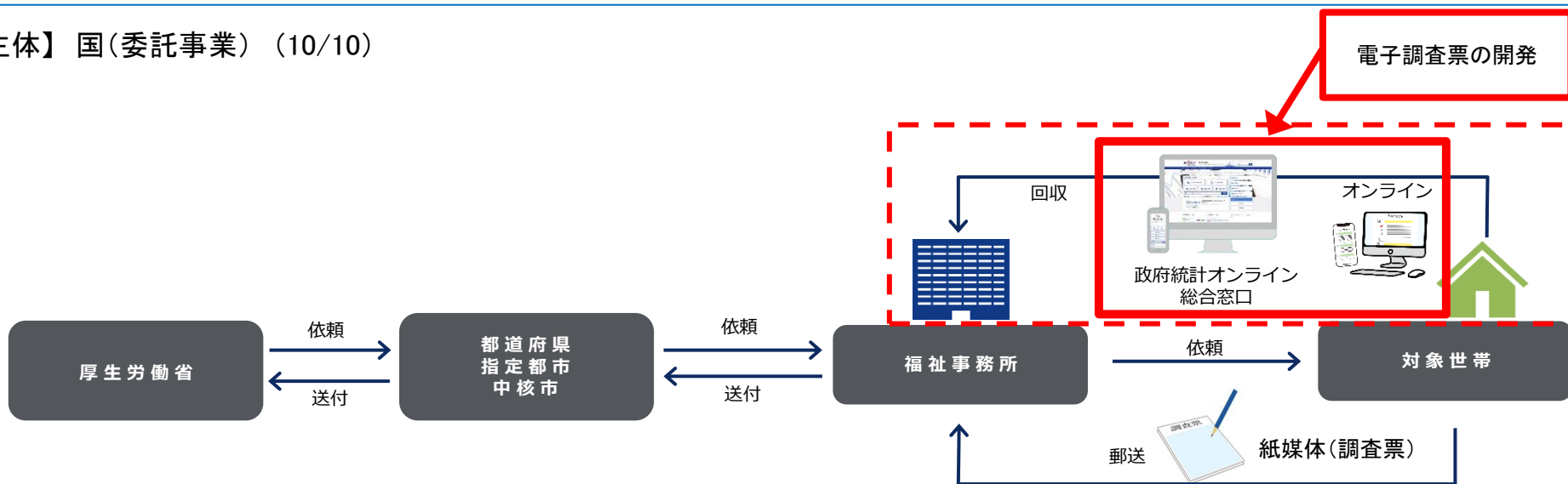
I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

- 両調査について、調査対象者がオンラインでも回答でき、自治体がオンライン上で回答を回収できるよう、政府統計オンライン総合窓口(オンライン調査システム)に搭載するための電子調査票の開発を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 国(委託事業) (10/10)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 両調査について、政府統計オンライン総合窓口(オンライン調査システム)に電子調査票を搭載することにより、オンラインによる回答も可能とすることで、調査対象者の回答の利便性を図るとともに、両調査の更なる回収率向上を図る。

① 施策の目的

介護人材の着実な養成、確保並びに定着を支援するため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施する。

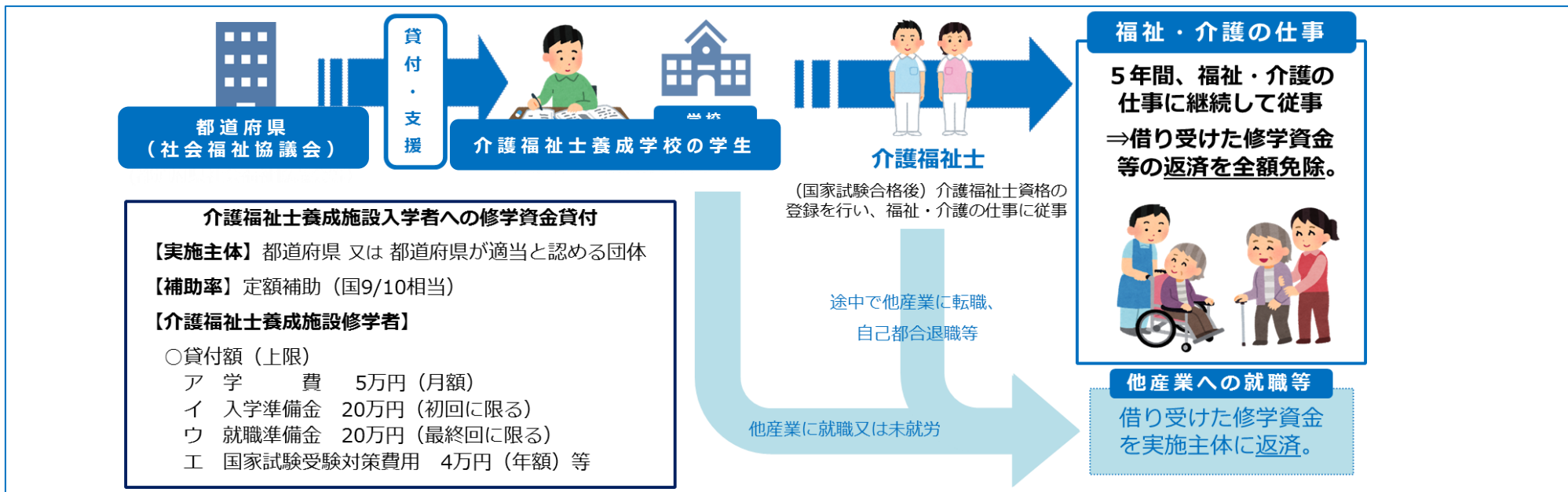
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付希望件数の増加等に伴い貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して、必要な貸付原資の積み増しを行い、安定的な事業継続を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。

施策名:介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業

① 施策の目的

介護分野への参入促進のため、未経験者を対象として行っている介護に関する入門的研修に加え、職場体験、マッチング等を一体的に行うモデル事業を実施することにより、実際の入職にまでつなげ、介護人材のすそ野を広げる。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

【事業内容】

地方自治体が、以下の事業を地域の実情に応じてモデル的に実施し、その経過・成果を横展開する。

1. 一体的支援のスキーム検討・実施

<一体的支援イメージ(一例)>

- ・ 入職まで見据えた入門的研修のターゲット選定・広報戦略や関係事業者の開拓等
- ・ 入門的研修の実施
- ・ 職場体験(業界団体、関係事業者と連携し、研修受講から職場体験までのスムーズなつなぎ)
- ・ 職場体験後のフォロー(マッチングまでのスムーズなつなぎ)
- ・ マッチング(職場体験を踏まえた求人事業者との丁寧なマッチング)
- ・ 入職
- ・ 入職後のフォロー体制の構築

2. 検討・実施体制の構築

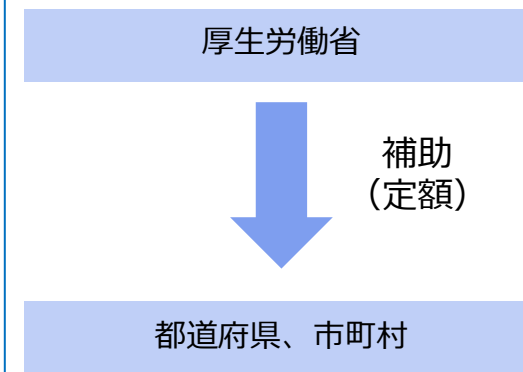
都道府県、市町村、業界団体、研修事業者などが連携して、モデル事業の実施・評価等を検討する体制を構築。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業実施主体】

都道府県、市町村

【資金の流れ】



【補助率】

定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によるモデル構築、横展開によって、介護未経験者の入職につながりやすい手法が普及され、介護人材のすそ野の拡大、介護人材確保の推進が図られる。

施策名: 地域における介護人材確保促進のための伴走支援事業

① 施策の目的

地域での介護人材確保に課題を有する自治体に対し、有識者等による伴走支援を地域の実情に応じて行い、人材確保を進めるとともに、その検討・実施過程をとりまとめ、研修等を通じて横展開を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

1. 伴走支援プログラムの実施

有識者等による伴走支援体制を構築し、地域の実情に応じ、必要な支援を行う。

<伴走支援イメージ（一例）>

- ① 地域課題把握の支援
- ② 市町村（圏域）毎の詳細な介護人材推計・分析の支援
- ③ 現行施策整理・今後の検討にあたっての助言
- ④ 検討した施策への助言
- ⑤ 施策実行後のフォロー、次期計画を見据えた助言

等

2. 研修の実施等を通じた好事例の横展開

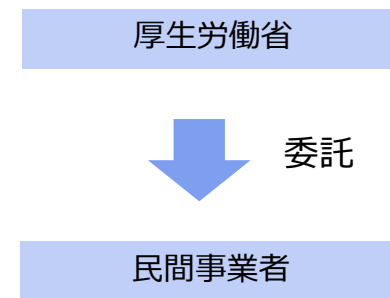
各地方自治体における検討・実施過程をとりまとめ、研修等を通じて周知し、全国への横展開を目指す。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【事業実施主体】

国（民間事業者に委託）

【資金の流れ】



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

地域の実情に応じた支援によって、効果的な介護人材確保策の検討・実施されることで、介護人材確保の推進が図られる。

施策名:外国人介護人材受入・定着支援事業(民間団体等への補助事業)

① 施策の目的

- 外国人介護人材の受入・定着支援のため、民間団体等が行う介護技能評価試験等の拡充、海外向けの情報発信の強化、外国人介護人材の日本語学習支援の拡充を支援することで、海外現地での戦略的な人材の掘り起こし等の強化を図る。
- また、外国人介護人材が介護福祉士資格に必要な知識を修得させるための講座の開催等を行い、在留期間更新の回数制限ない在留資格「介護」の取得を促す。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業内容】

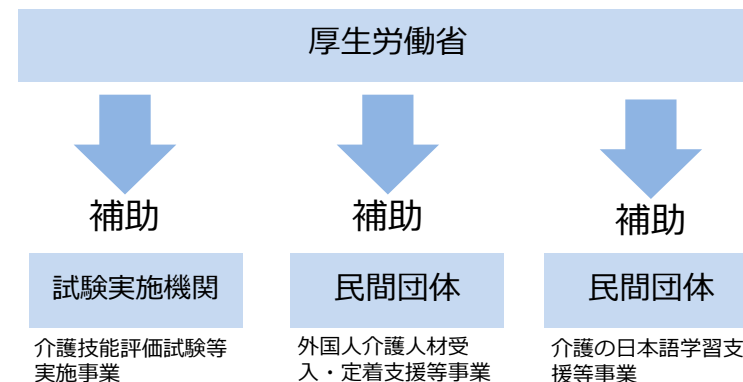
以下の事業を実施し、外国人介護人材の受入環境を整備する。

- 介護技能評価試験等の拡充等(介護技能評価試験等実施事業)
 - ・ ミャンマーなど特定技能の受験者が急増している地域について、試験会場の増設・試験定員数を増加させる。(外国人介護人材受入・定着支援等事業)
 - ・ 海外現地で実施する説明会を拡充し、特定技能の受験を希望する外国人介護人材の掘り起こしを行う。
 - ・ 日本の介護現場の魅力をPRする海外向けの情報発信サイトの発信強化を行う。
- 外国人介護人材の日本語学習支援の拡充(介護の日本語学習支援等事業)
 - ・ 外国人介護人材が自律的に日本語学習に取り組むためのWEBコンテンツの更なる拡充を行う。
 - ・ 国家試験直前期、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、講義(座学・録画放映)及び演習(模試・グループワーク)等を行う。

【事業実施主体】

試験実施機関・民間団体

【補助の流れ】



【補助率】

定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、その受入環境の整備を推進する。

施策名：外国人介護人材受入促進事業（地方自治体への補助事業）

① 施策の目的

- 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等を導入し、それが有効活用されるように環境を整備すること等を支援する。
- また、外国人介護人材の確保のため、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

(1) 外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備

- 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェアなど）の導入費用やそれが有効活用されるための環境の整備（導入に係る研修、関連規程の整備など）等に係る費用を助成する。

(2) 海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援

- 海外現地の学校との連携を強化するなど、外国人介護人材の確保の取組を行う事業所等に対して支援を行う。
 - ・ 海外現地で連携する学校の開拓や留学希望者や外国人介護人材に関する情報収集のために必要な経費
 - ・ 日本の介護施設や介護福祉士養成施設等の情報を提供するために必要な経費（海外の日本語学校等での日本の介護に関する説明会の開催経費、現地での求人募集等）

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【補助率】 (1)の事業：国1/2、県1/4、受入事業所等1/4、(2)の事業：国2/3、県1/3

【補助金の流れ】



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

外国人介護人材受入事業所等におけるツールの導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。また、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

施策名： 社会福祉法人の生産性向上に対する支援

令和5年度補正予算 75百万円

社会・援護局福祉基盤課
(内線2220、2871)

① 施策の目的

社会福祉法人の生産性向上(職員の採用・募集の共同実施、物資の一括調達など)を推進するため、経営の大規模・協働化に資する社会福祉連携推進法人の設立を一層促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

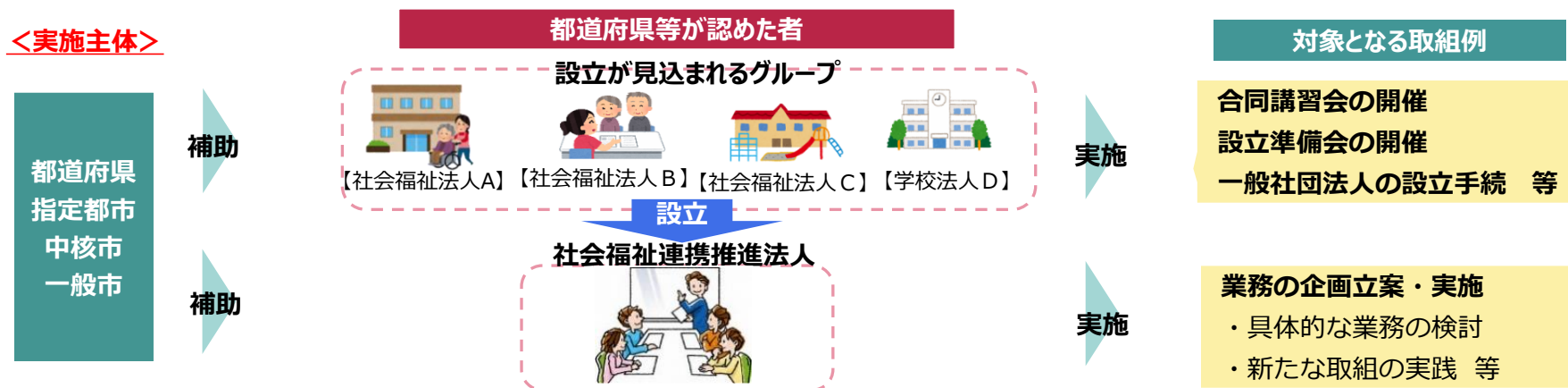
③ 施策の概要

一般社団法人の設立手続等の社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備及び設立後における社会福祉連携推進業務の企画立案・実施(具体的な業務の検討・実施。)の支援を強化する。

(1回限り、定額補助：100万円以内(現行)→250万円以内に拡充。)

④ 施策のスキーム

○ 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市(特別区含む)(定額補助)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援を行うことにより、社会福祉法人等の大規模化・協働化による経営の効率化を推進する。

施策名:防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(社会福祉施設等)

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
				○

① 施策の目的

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)を踏まえ、社会福祉施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備を行う。

③ 施策の概要

社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

	障害者支援施設等	高齢者施設等	隣保館
実施主体	都道府県 政令指定都市 中核市	都道府県 市区町村	市町村
補助率	国1/2、都道府県・政令指定都市・中核市1/4、設置者1/4	定額 国1/2、都道府県・市町村1/4、事業者1/4	国1/2、政令指定都市・中核市1/2 又は 国1/2、府県1/4、市町村1/4
補助対象となる改修	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備整備 ③ブロック塀等改修整備 ④水害対策強化	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備整備 ③ブロック塀等改修整備 ④水害対策強化	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。